
令和元年 第4回 築上町議会定例会会議録 (第3日)

令和元年12月11日 (水曜日)

議事日程 (第3号)

令和元年12月11日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (14名)

1番 吉原 秀樹君	2番 江本 守君
3番 池永 巖君	4番 鞆野 希昭君
5番 工藤 久司君	6番 北代 恵君
7番 宗 晶子君	8番 丸山 年弘君
9番 信田 博見君	10番 田原 宗憲君
11番 塩田 文男君	12番 武道 修司君
13番 池亀 豊君	14番 田村 兼光君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君 総務係長 城山 琴美君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 新川 久三君 副町長 …………… 八野 紘海君
教育長 …………… 久保ひろみ君
会計管理者兼会計課長 …………… 永野 賀子君
総務課長 …………… 元島 信一君 財政課長 …………… 椎野 満博君

企画振興課長	……………	種子 祐彦君	人権課長	……………	神崎 博子君
税務課長	……………	今富 義昭君	住民課長	……………	吉川 千保君
福祉課長	……………	首藤 裕幸君	産業課長	……………	鍛冶 孝広君
建設課長	……………	神崎 秀一君	都市政策課長	……………	竹本 信力君
上下水道課長	……………	福田 記久君	総合管理課長	……………	石井 紫君
環境課長	……………	武道 博君	学校教育課長	……………	野正 修司君
生涯学習課長	……………	古市 照雄君	監査事務局長	……………	横内 秀樹君

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
田村 兼光	1. 基地対策について	①移転対象区域の範囲を拡大できないか ②移転対象区域となっている自治会はどのくらいあるのか ③防音対象区域を拡大できないか ④移転対象区域にある田畑の買入れは ⑤NHKの受信料について
北代 恵	1. 築上町のろうあ者への施策について	①「築上町障害者計画」に関し、手話通訳者、要約筆記者の窓口への設置実績と養成促進の現状は ②ろうあ者が役場窓口に来られた時の現在の対応は ③行政窓口への手話通訳者の設置を求めたいが ④手話言語条例の制定を求めたいが
	2. 築上町適応指導教室について	①築上町適応指導教室のある建物の耐震設備、防音設備の状況は ②適応指導教室の耐震設備、防音設備を整えることを求めたいが ③発達障害に関する知識を広める取り組みは
	3. 旧葛城保育園跡地について	①旧葛城保育園跡地の今後の土地活用の予定は
江本 守	1. 安心・安全な町について	①危機管理における、知識・経験豊富な方を中心とした防災危機管理室の常設について ②明るい安全な町の観点から、一基でも多くの街灯・防犯灯の設置について
	2. 不安のない子どもの育成について	①近隣自治体は、保育園・小中学校へ国・県の補助金を活用し、防犯カメラを設置していると聞く 本町も設置すべきと考えるが、町の考えを問う
	3. 下水道について	①下水道使用料の人数割から従量制について問う ②スーパー、コンビニのオストメイト対応設備のトイレ改修について、国・県の補助金を財源にあて、できないか問う
池永 巖	1. 温水プール等の設備の構想について	①温水プールとトレーニング器具を備えた施設を町で設置する考えはあるか

鞆野 希昭	1. 基地騒音対策について	①基地周辺地区への町独自の補助の実施について ②8.5W以上の地域へのNHK受信料、電話基本料、電気基本料の補助について
	2. 基地周辺地域の立退き地の有効利用について	①基地交付金を利用した基地周辺地域の整備事業及び国に対し、立退き地の有効利用要望の実施について ②メタセの杜周辺の整備について
	3. 公立小中学校の5年先を見据えた検討委員会の設置について	①第2次総合計画第4章「現状と課題」「具体施策」の実際の取り組みについて ②地域とともに歩む 学校が地域を育む 地域が学校を育む 学校運営方針や学校適正規模検討委員会の設置について
信田 博見	1. 植木、庭木等の枝葉の焼却場での処理について	①枝葉の処理に困っているとの相談が多いが、引き取り処理できるようにならないか
	2. 子育て支援と出生率について	①出生率が下がっているが、対策はあるか
	3. 不登校について	①小・中学校の現在の不登校児童、生徒数は ②今後の不登校の対策は

午前10時00分開議

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（武道 修司君） 日程第1、一般質問です。

一般質問は9人の届け出があり、本日の質問者は6人をめどとしたいと思います。

ここで、議長からお願いがあります。一般質問は通告制をとっていますので、通告に従って質問をするようお願いをいたします。また、執行機関は、責任の持てる的確な答弁をお願いをいたします。また、手を挙げる場合は、しっかり声を出して手を挙げていただきたいと思います。

なお、質問は、前の質問者席から行ってください。答弁を行う者は、所属と氏名を告げて発言をしてください。

これより、順番に発言を許します。

1番目に、14番、田村兼光議員。田村兼光議員。

○議員（14番 田村 兼光君） 議席番号14番の田村です。ひとつよろしくお願いします。

質問に入る前に、一言町長の政治姿勢についてお伺いいたします。

あなたは、町長として、築上町の繁栄と、町民の生命と財産を守ることと、町民が安心して暮らせるような環境を整えるのが、あなたの責務だと私は思っていますが、いかがなものでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 質問要旨にはございませんが、まさに一応、私ども私を含めて町職員は、住民の安心安全、そしてまた生活の利便性の向上を求めて仕事をするのが私たちの使命だと考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 田村議員。

○議員（14番 田村 兼光君） 今言うたことは間違いございませんね。

それでは、議長にお願いしたように、なるべくなら暴言を吐いたり、横道に逃げないように、滅多にせんような原稿を書きましたので、お手柔らかにお願いします。

それでは、入らせていただきます。それと、今見ると、私と同じような質問を後続者がするようになっていきますので、私は、根掘り葉掘り、余り深く聞きませんので、そのつもりでひとつ私が笑えるような答弁を。

それでは、入ります。簡単。

築上町は、平穏な農村地帯でありまして、飛行機の騒音さえなければ、昼どきなんかは窓を開けっ放しにすれば、自然の本当に涼しい風が入ってきて、健康上、長生きするわけですね。それが窓を閉めてエアコンをかけないとやっていけないようなのが、今の現状です。

こういうような現状の中、町民が毎日、（ ）思いで生活をしていることに対しまして、町長はどのように考えていますか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基地があるということで、これはもう騒音の悩みは、全町民は持っております。その中でも、基地周辺の自治会の皆さんが、やっぱり一番きつい騒音に悩ませておるところでございます。このための補償ということで、住宅防音等々が国等でなされておりますが、これもまだまだ不十分でございます。一切ですね、住宅音といっても、飛行機の音が消せるものでもございませんし、飛行機が低空飛行するときはテレビの音も聞こえないとか、電話の音も聞こえないとか、そういう苦情も多々あっておりますし、私自身も一応、今80何ぼのところに住んでおりますけれども、それも非常にやかましい状況でございます。

さりとして、基地があって、本町でも財政的には少し潤っておるという形で、これは生活の利便性、それからまた安全性を求めるための、いろんな町設備の分を国から補助をいただきながらということで、片や悪い、片やある程度そういう形でということで、今の町政が行われておるということで、これをできるだけ悩みを少なくして利便性を多くするという形では持っていきたいところで、国に多々要望しておりますけれども、なかなか国のほうも財政的な問題があるとか、いろんな形で対応ができていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 田村議員。

○議員（14番 田村 兼光君） 町長ね、そんなのは、言わんでね。大体あなたの気持ちも私は把握してるけど、こういう問題があることに関しては、やっぱりあなたが築上町の執行者でありながら、あなたが異議の申し立てをしない以上は、国は向こうのほうからやってくれないよ。それで私がちょっと聞きたいのは、国に言ってもしてくれんと言うけどね、それはもう努力が足らん。それで、今、後ろにもいろいろあるから、私は早く飛ばします。

だから、今言うたように、あなた方が交渉に行って、国の法律だから、何とか言うてね、すぐ返ってくるようなことであって、やっぱりこれは横道なことを言っているんじゃないんですよ。法律で決まったことに対して、国が違反をしてやってきたんだからね、正々堂々と、やっぱり町民の意思を伝えてもらわんとね、我々は困ります。

それから、もしあなたが国に交渉に行って、断われた場合は、あなたが最高責任者であるけ

れども、あなただけの責任ではない。町民も一丸となって、決起集会でも開いてやってやろうかと、その先頭に立つぐらいの腹構えがありますか、どうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） これもいろんな事象ごとの捉え方でございますけれども、基本的には、町民の安全安心を守るという形になれば、ここは体を張ってでも、やるべき場合はやらなきゃならんと、このように思っております。

○議長（武道 修司君） 田村議員。

○議員（14番 田村 兼光君） これはすばらしい考えです。安心しました。それで、先ほどね、通告じゃなかったけど、あなたの政治姿勢を私は問うたわけです。

それで、今の現行のところは、90デシベル以上かね、国が認めた立ち退きか、気安う言うところ。そういうのでやっていると思いますけれども、これを、まだこれ始めたころは、皆さんも、みんな知識もなかったし、国が一方的に、私たちに押しつけてね、帰ったんだろうと思うわけです。本当の話が。

だから、今言うたように、防衛施設周辺の生活環境整備法の第5条に規定する、いろいろ音量の能書が書いちょるんよね。政治上、自分たちが政治をするために便利がいいように、これやったと思うんよ。それを、皆さん方、まだ知識も浅いし、よかろうってなったと思うんですよ。いろいろ補助金、来ればいいとか簡単な気持ちで。だから、そこをもうちょっと、今度は、今あなたのそのような腹構え、国のほうに再三、やっぱり催促しないと、これは直らんとします。これは、国は一回決めたら、もうこれは自分たちは鬼の首とったような気持ちでずっと行くんだからね。やっぱりちょいちょい物言いをつけないかんとします。

これからも、もう余り長く言わないけど、今の現状でね、国から移転地域の対象に認められた自治会が、何カ所ぐらいありますか。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。防衛省のほうから、移転対象区域となっております自治会につきましては、椎田地域につきましては、東八田自治会と今津自治会の2自治会でございます。

また、築城地区につきましては、安武第1自治会、上別府自治会、下別府自治会、弓師自治会、船迫自治会の5自治会が対象区域となっております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 田村議員。

○議員（14番 田村 兼光君） 今、いろいろ自治会、言われたですね。そうすると、同じ自治会の中でも、いろんなことに対して、そういう務めを果たしてないんよね。これは後になったら

言いますけど。別府でもよ、今ほとんど立ち退きしたのが、弓の師一部だけでしょう。それで、下別府でもよ、なるべくなら同じ自治会の中でも、それに該当せんところもある。そうでしょう、おかしいじゃないですか。飛行機が上に上がってね、下別府でも半分なら半分だけ音がせんように言われますか。だから、そういうやつは、国が自分たちの政治のいいように決めたんであって、それを一番被害を被るところの親玉であるあなたが、やっぱり何かの形で、やっぱり催促しないとね、私は直らんのじゃないかと。だから、今こう言ったように、そういう危険区域の拡大を、なるべくならあなたはしたくなかろうけれども、そういう場合に催促してくださいという気持ち、いかがですか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 騒音のコンターの問題でございましてですね、移転は90デシベル以上という形になって、85になっているところは、これが自治会の中で、90と85の境界、また85と80という、そのような境界が、自治会の中に境界線があるわけ。これは何とか、同じ自治会、同じようなコンターにしてくれないかという要望をしております。

そういう要望をやったら、新田原、宮崎県の新田原基地、これを見直しやったら、非常にコンターが狭まったと、もう一回、再測定するというふうなことで、コンターが、もう本当に領域が小さくなってしまったというふうなことで、逆の現象が出てきたということで、これは全国的な運動で、今のコンターを守れという、逆に、飛行機の音はファントムのときが一番激しかったと。そのときに設定したコンターが今も使われておるということで、今の築城では全部F-2でございましてけれども、F-2のほうが、やっぱりファントムよりは非常に音は、影響が小さくなったというふうな領域で、もしこれを主張すればコンターは変更されかねないというふうな状況もありますんで、今のコンター内で、できるだけ同じ自治会なら同じ自治会でという、例えば、今、用地買収が国のほうから提起されておる今津自治会、この中にも同じコンターが、85と80の家があるわけですね。これも本当に、これがなぜかという、大字を境にやっておるというようなことで、自治会を境にやっていないんですね。今の今津自治会の中に、大字宇留津という小学校の、何て言いますか、北側のほうの家が大字宇留津になっておるという形で80しか認められていない。

そして、築城のほうは、船迫のほうでも、これが80と85のところ、ちょうど何て言いますか、村の中央部に設置されておるというようなことで、そして安武あたりは若干、基地から、滑走路に近いところ、弓の師は大体全域でございましてけれども、そういうことで、85と90のところもあるというふうなことで、非常にこれが自治会内で線引きが分かれておると、これが一つのネックになっておるということで、できれば、本当に引ついたところについては変更できないかという要望は、今やってきておるところでございまして、なかなかやっぱり全国的な問題

だということで、築城だけの問題ではないということも。

だから、これはやはり全国防衛施設周辺整備協議会等々を通じながら、この運動を拡大していかなければ、それともう一つは、米軍再編の6基地、これはもう航空自衛隊だけの協議会でございますんで、ここで問題を一つにしながら国のほうにぶつけていくと、こういう方向をとりながら、何とか改善をしていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 田村議員。

○議員（14番 田村 兼光君） もうこの町長の熱弁をふるったとき、それにとられて、わしは言うことを忘れた。だから、今言うたように、わかりますけれども、同じ築城地区で上別府なら上別府、下別府もありますね。だから、やっぱりそういう偏ったところだけがせんと、もう全域をね、するように、あなたが、やっぱり音頭をとらない以上は。これは信頼性がないんですよ。これはこれでいいです。

それから、今度は、騒音対象よね、防音対象よね、対象になる、いろいろこれも今言ったように、音量何ぼとかかんぼとか国は決めてるけどよ、もうこれはそういう細かいことは抜きにしてね、基地から近いところは、なるべくなら有利にしてもらいたいけどね。早い話がね、築上町全域ね、真如寺から寒田までね、一応こういうのに該当するようにね、一肌も二肌も脱いで、国と一戦やってやろうという気持ちはございますか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） これも先ほど宮崎県の新田原の例を話したところですね、私も今主張をしております。例えば、道路一本で対象、75が、一応道路一本で区切られたりとか、河川一本で区切られたりということで、その対岸のほうは、道路の反対側は認められていないと、こういう事象が多々、多いんですね、実際。しかし、これを余り主張したら縮小されて、今対象になっておるところも対象外にされかねないという、ひとつ問題があるんで、非常に難しい問題ですけれども、これで主張しながら、じゃあ、今の75の境界あたり、道路を挟んだ対岸はいいようにしてくれんかと、そのような話をやっておるんですけど、なかなかこれも実現性、非常に今のところは薄いというように、これも全国の問題です。全国でそういう要望をやっておりますけどですね、国対地方という形でやっておるので、何分、一応金を出すのは国のほうだというふうなことで、我々も非常にこの問題について、強い要望はやっておるんですけど、なかなかそれが実現できないというのが現状でございます。

今後も引き続き、この要望をやってまいりたいと思います。

○議長（武道 修司君） 田村議員。

○議員（14番 田村 兼光君） 気持ちはわかる。何て言いますか、あなたの気持ちもわかりま

す。けどね、実際、私たちが築城地区じゃけど、特にやっぱり私たちのほうは、この被害が大きいです。私が住んでいるところは、大体余り詳しくないんだけど、75デシベルというようなけれどもね、ただサッシを入れかえただけで、激しい雨が降ると、雨音が聞こえるね。それでまた、その上に、ちょうど電話で話し中の一番いいところにグーッと上空を飛行されたらね、これほど迷惑なことはないんです。本当ですよ。

私は大体つくりごとを言うのが嫌いじゃから、町長、わかるやろう。私がこの席に立つちゅうのはね、よっぽどのことよ。組織も何もない町民の小さな声がよ、私にいつも肘をつつかれるけれども、なるべくなら言いとうないと思って、私はもうせんやったけど、今度はもう逃れんようになった。

それで、このサッシの、ガラスの入れかえもね、今までいろんなことを言うてくれよったんよ。あれは何年か前に、平成25年よ、忘れてないよ、11月25日よ。あんたたちもおった、わしも行っちゃったろう。上京しっちゃったろう。あのときに言うたよう、初めて武田代議士が動いてくれて、このサッシの入れかえが許可おいたんよ。それで今、町長が言うたようにね、6基地で何とかとかいろいろ言うけどね、私が言うたら身も蓋もないけれども、全国議長会の基地対策委員会もあるんですよ。これ言ったってね、全部ね、政府に交渉し切らんよ。本当ですよ。

だから、やっぱり、これをやるには、あなたが、やっぱり築上町の最高責任者だからね、あなたが一生懸命にならん以上は国も認めてくれませんよ。それで、あなたが、この問題に気合いを入れて取り組むちゅうことはね、予算も何も要らんよ。莫大な金を使ってしようちゅうんなら話はわかるけどね、金も何も要らんで、あなたがこの問題に一生懸命取り組んでくれたら、うちの議会議員も、これに対して一人じゃ反対する議員はおらんと思いますよ、町民も。あんたに拍手は送っても。だから、やっぱりそういうことを肝に銘じて、いろんなことに取り組んでもらいたいと思います。

あんたがそういう答弁してくれて、もうわしはもう終わろうかなと思ひよる。ええ。それで、やっぱり最高責任者で、うちの町ではよ、あんたの許可がないと一切何もできんのじゃ。そのくらいあなたは、やっぱり責任を任されちよるんじゃ。この町民のために己を犠牲にしてでも向かってやろうと。それで、あなたのすることは法律内でやることじゃから、あなたの身に危害を加えることができない。そうでしょう。きょうはなかなかね、町長がそういう答弁してくれるんでね、もうこれはこれで、もうちよつと言うわ。

それはね、なぜかという、一番肝心なときに、この飛行機が上を飛ばれるとね、もう本当、困るんですよ。これは、天災ではなく人災ですよ。人間がつくった被害じゃから、もとを起こしたところが責任をとるのが、これは当たり前のことですよ、国やろうと何だろうと。そうすりゃね、これは、あなたが言うそは、よこしまなことではない、順風に従ってやることじゃから。早

う言えば、順風闘争みたいなものですよ。あなたも若いときに、賃上げ闘争で労働組合の、やっぱり一員になったこともあるでしょう。そういう気持ちを忘れんごとね、全て取り組んでもらいたいと思います。

いや、もう、いや、これはまだ言いたいこと、こう、滅多にせんようなことを書いちょるけど、もうこれはこれでいい。次行こう。今どこまで行ったかな。ああ、今度は、移転対象区域にある田畑の買い入れか。これもね、私たちは、あれは離れちょるけど、こういう関係のあるところから、いろんなことを問われるわけよ。それで、今法律では、家屋が移転しないと田畑は解消しないという法律らしいけれども、そこに一個、補助がついて、全てが立ち退きをして1軒だけになって、いろんな管理ができない高齢者になったり、いろんなこと。それと用水路なんかでも管理ができないと、そういうようなところは、国が買い入れをするようなことを聞きましたが、これはどうですか。

○議長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 移転対象区域、数字的には築上町が対象区域が、今まで315、154町という数字が出ていますけども、今田村議員さんがおっしゃいましたように、家が出て、その後、田んぼが残って、田んぼも移転して、それで、どうしても残るところがあるんですね。特にメタセのほう、東側といいますか、あの一帯の中に、やはりそういう土地が点々と、今のところ散在をしております。

そして、そういう土地をどうするのかということ、一つの法律の中で片づけようたって、なかなか片づけられるものじゃないということで、私もその現地を見て、それで、九州防衛局の職員に、こういう大きな移転の中に田んぼが一つ残っていることについては、どうするのかというのについては、個々の事例によって、今交渉はしていますけれども、なかなか防衛局の局員も、その法律の中でということで動きませんが、これは今、そのもう一つ上のほうに話をして、そういう個々の事例で今交渉はしております。大きな枠の中での交渉は前向きに行きませんので、個々の事例をもって、こういう土地があるので買収をしなければならないだろうという話で、今防衛と話は進めております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 田村議員。

○議員（14番 田村 兼光君） 今の副町長が言ったけど、最近ね、ちょっと知り合いの方から、この件について話を聞いたんです。歴代のやり方と違うようなことを言ってきた、と。だから、その件について、役場のほうに施設局のほうから何もそういうような話がなかった。ああ。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。交渉過程の関係につきましては、防衛

局の九州防衛局の職員のほうが行っておりますので、今田村議員さんがおっしゃられましたように、交渉の仕方が変わったとか、こういうふうに変えるということに関しては、事務的なことは連絡は受けておりません。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 田村議員。

○議員（14番 田村 兼光君） それはそれでいい。国とかね、何とか言ったって、言いくるめのようなもんよ。この世でつくったことは、この世で解決ができるんよ。そやけ、皆さん方もそうと思う。上から言うてきたきっちゅうて、ビリビリすることはないんです。やらな。

そうでしょう。今、地方分権とか何とか言うて、かっこいいこと言うけど、地方が今までずっと耐えてきたやつを発散して、逆にこっちのほうから気合いを入れていかな、発展の余地はないんですよ。

それで、これは自慢ではないけど、国だろうと何だろうと交渉に行くとき、行くのが嫌ならわしを連れていきな。それはね、弱腰じゃだめよ。あんたたちにそんなこと言うたっちつもらん。やっぱり、それぐらいの腹構えを持ってやってもらいたい。

では、今そういう問題で、あんたたちも前向きになかなかやってくれるような気持ちを聞きますので、もうそれは、これで、もう私が能書き早うやめりや、早う前に進むき、これはこれで終わります。

それと、次、NHKの放送の受信料の件ね。あれもね、ものすごく町長、ぶらさがっていいですよ。これ本当、情けないんよ。これ確かね、おとしじゃったかね、これは2月の7日まで覚えちよるんだよ。自分が、この協議会に行ったときに。それで、政府はね、上の権限を持った人が会議に来んのよ。格下のもんがやるわけよ。それで、この受信料の問題が出たときに、政府から来て説明があった。それで、全国、沖縄から北海道からみんな集まっちゃうがね、「質疑のある方」って言ったら、物を言う者、誰もおらん。わしは、三、四回、爆弾ぶちこんじゃった。どういうわけでね、この受信料のこれは免除の件はなくなったんかっち言ったらね、「30年がたちましたので」と言うからね、もうそれはね、もう説明要らんよっち。100年たとうが何年たとうが、騒音で被害を与える以上は、これは続けるのが当たり前じゃないか。騒音がなくなれば、あしたでも切れって、俺、これ言うたわけ。そしたら、わしの横、あれ小竹の議長やったかね、その人が退場するとき、わしはカッカしちょうき、もっと大人にならよかったけど、反対向いちよった、腹立てて。そしたら、小竹の議長やった、「議長、大人になれや」ち言うき「なんでや」と言うて、今言ったあの人 came とき涙ぐんじよったよっち。自分たちは本音で物が言えん訳やき、上から言われたとおりでだから。だからね、そういうようなことやきね、あんたたちがもうちょっと強気でぶら下がらな。

これはね、なぜかというね、余りないけ、言うてもええ、横向きちょっとそれるけどあんたたちに、わしの言うことをよう聞いてもらいたいのは、一番、この間もあつたでしょう、何日か前。殺人犯が死刑の判決が下つたのに、弁護士がちょっと頭の切れる弁護士が揺さぶつたんじやろうね、無期になつたね、最高裁、ねえ。だから、今国で、幾らでも政治はるのがそれに比べたら簡単なもんよ。あんたが、それに正々堂々と立ち向かっていきよるとね、あんたにも弁護士がおるじゃんね。弁護士とは、地元から出た、国務大臣までなつた代議士もおるじゃない。それと、参議院から1人、衆議院から1人、今現職の大臣もおるじゃない。あんたにしては、あれだ、あの人たちはあんたの弁護士と同じじゃない。あんたが一生懸命やりよつたら弁護してくれるんが、これは人間の道理やないですか。だから、あんたが今冒頭言うたように、町民のことを本当に思うんならよ、なりふり構わず、全身全霊を打ち込んでよ、やったら、みんなあんたについていきますよ。

議長ね、もうすぐやめるけど、ちょっとだけわしがそれに並行して話をして、ちょっとします。これは笑い話じゃけど、よう聞きちよつておくれ。10月のね、日にちは覚えんけど天気のいい日やったと思う。わしは、わしんところは、裏に池がある。それで、自分の家の下は川よ。それでそこに水鳥が住んじよるよね。そしたら、これは肝が小さいんよ。横を通りよつても、コボツと水ん中もぐつて逃げる。それがたまたまね、うちの家の裏の小川に来ちよつたんやろうね、俺は気がつかんやつたよ。下りてみて見たら、崖に草が生えちよるきね、草を取ってみようかと思つて、ないことをしようと思つて川の中入つたんよ。入つて、まだ幾度も草を取らんうちにね、なんか足のところ、何かうろちよろろちよろして、何かハーハーハーハー言うような声がしようき、見たら、そしたらね、水鳥がね、口をあけてね、羽を広げて、わしに攻撃来よる。パツと見たらね、雛が3羽、川の中、泳ぎようわけ。

だから、私はそんなの気がつかんで下りたんじゃけれども、水鳥にしてみれば、子供を危害から守るために体張つたんやね。そしたら、たまたまその水鳥の運勢がいいよね。私が仏様みたいに心が優しいき、ぱつと気がついたき、上にはよう上がった。そうすると、何ごともなかつたように、親子4羽でスーッと泳いでいったね。この親子の絆。

だから、言いかえりや、あなたは築上町の親だ。また、私たちの親父と同じ。言いかえりや、副町長は1軒の家と仮定すりや、おふくろと同じよ。だから、水鳥さえ、私は危害を加えんけれども、どういうわけか、習性やろう小さな体で体張つて私に向かつてきた。そうすると、あなたたちの場合は、それに比べたら、まだいろんなことで保護されて、だからもう少し、今まで町長がいい、そういう答弁をしたき、私は安心したんじゃけどね、もう少し真の親心と温情をもって取り組んでいただき、今まで誰もできなかった破天荒なことを実現させて、ああ、新川町長でよかつたなど、こういうような、町民から祝福されるような政治をやつてもらふことを要望いたし

まして、これで私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

.....

○議長（武道 修司君） 次に、2番目に、6番、北代恵議員。北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） 議席番号6番、北代恵です。通告どおりに質問させていただきます。

まず、質問に入る前に、まず初めに、先日は築上町議会に手話通訳者を設置できるように要綱を策定していただき、まことにありがとうございます。開かれた議会に向けての大きな一歩であると非常にうれしく思います。これも関係各位の皆様の御尽力のおかげと心得ております。

早速ではございますが、質問に入らせていただきます。

我が国では、2006年12月に国際連合総会で採択された障害者権利条約の批准に向け、国内法整備の一環として、2011年8月5日に、障害者基本法の一部を改正する法律が公布、施行されました。この国際連合総会で採択された障害者権利条約の中では、言語の選択と使用の保障が書かれており、この言語の定義の中には手話が含まれております。

また、2011年に改正された障害者基本法の3条3項には、「言語（手話を含む）」と明記されており、手話が日本の法律において、初めて言語として位置づけられました。

このように、国においては、手話を言語として位置づけているのにもかかわらず、言語としての手話の獲得、習得、使用、研究保存についての規定や法はまだありません。しかしながら、現在、法制定に向けて前向きに進んでいるところです。手話を言語として使う町民が、手話でのコミュニケーションを円滑に行えるような地域社会の構築は、障害者基本法の中に規定されている社会参加の機会の確保のために必要なことではないでしょうか。

本町におきましては、改正された障害者基本法の第11条に基づき、築上町障害者計画を策定し、平成28年から10カ年計画で取り組んでおられると思います。まず、築上町障害者計画の内容についてお尋ねいたします。

第2部第2章6、情報提供の充実、（2）意思疎通支援の充実についてです。計画策定から2年半が経過したところですが、「障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者、要約筆記者の養成を促進し、派遣や窓口等への設置を行います。」という文言があります。手話通訳者、要約筆記者の窓口への設置実績と要請促進は現在どこまで実践できているのでしょうか。また、今後の計画についても教えてください。

○議長（武道 修司君） 首藤福祉課長。

○福祉課長（首藤 裕幸君） 福祉課、首藤でございます。ただいまの北代議員の御質問に回答をさせていただきますと思います。

障害者計画に記載されております手話通訳者、要約筆記者の窓口の設置についてということですが、申しわけございませんが、現時点までで実績についてはございません。現在は、聴覚障害の方については、障害福祉サービスのコミュニケーション支援事業での手話通訳者等の派遣や、あと窓口で筆談ボードを設置させていただいており、それに対応をしているのが現状でございます。

養成促進についても、そこまで取り組めていない状況で、社会福祉協議会のほうで実施しております手話講座によるボランティア養成等とどまっているところでございます。ボランティア養成講座のほうについても、参加者については、5から7名程度ということで、まだまだその広報が足りていないのが現状と思っております。

今後は、そこをもうちょっと報道をちゃんといたしまして、それに参加していただく方がふえていくことが、ふやせればと思っております。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） ありがとうございます。今の御答弁の中で次の質問のお答えも入っていたと思うんですが、聴覚障害の方が窓口に来られたときの、現在はどのように対応しておられるのでしょうかという問いなんですけれども、先ほど、筆談でというふうにおっしゃっていたんですが、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○議長（武道 修司君） 首藤福祉課長。

○福祉課長（首藤 裕幸君） 福祉課、首藤でございます。

聴覚障害の方が、福祉課のほうに、福祉課の窓口で手続に来られた場合は、もう事前にこちらからの通知等に基づいてとかということになりますので、どういった申請をされるのかというのが、うちのほうの担当職員が、もう把握しておりますので、筆談等まですることもなく申請のほうを対応させていただいております。

ただ、うちのこの障害の窓口じゃないところ、住民課等とか税務課等複数の窓口で申請されるとか、複雑な申請をされるとかいう場合は、先ほど申し上げましたコミュニケーション支援事業のほうを申請していただいて、手話通訳者の方を派遣をさせていただいて対応しているのが現状でございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） 事前にわかる分は、そういった対応をしていただいているということなんですが、やはり急に窓口で用事ができて、来なければいけない事情もあるかと思えます。

実際に、ろうあ者の方よりいただいたお声なんですけれども、ろうあ者の方の中で、生まれた

ときから耳が聞こえない方は、筆談自体が困難であり、筆談の文章を理解できないそうです。役場窓口で紙に文章を書いてももらっても理解できない。ろうあ者御自身が筆記で文章を書いても、その文章が相手に伝わっているのかわからない。つまり筆談によるコミュニケーションは不可能と感じておられます。

しかし、職員の方が丁寧に筆談で説明してくれるので申しわけないという思いから、内容を十分に理解できないまま、わかったふりをしてしまい、結果、意味がわからないままで大変困っているというのが現実だそうです。

例えば、例を申し上げますと、筆談で「家はどちらですか」と尋ねられた際、あるろうあ者の方は、「どちら」という言葉を、「AとBのどっち」というふうに理解し、住所を尋ねられていることが理解できず、大変お困りになったそうです。

また、「どこに行くのですか」という言葉も理解ができないそうです。手話の中では、「行く、場所、どこ」というふうに表現しますので、話し言葉と文法が若干違う部分があるためです。

さらに、ろうあ者の方は助詞の使い方がよくわからない方が多いそうです。私は行くのか、私が行くのか、私を行くのか、私に行くのか、この違いの理解が難しいということです。

ろうあ者の方は、言葉を本や文章で見えて覚えているだけなので、このような簡単な言葉でさえ誤解が生じるため、筆談だけでは話が通じないと考えておられます。さらに筆談だと、秘密があとに残るし、漏洩の可能性も高くなるので、プライベートな相談をしにくいいため、相談したくてもできなかったということもあったそうです。

このような現状があることを、皆様御存じだったでしょうか。ろうあ者の方のお話を直接お聞きになられたことがあるでしょうか。私は、このようなお声を伺い、とても残念な思いがいたしました。はたして、障害者基本法に定められているところの、全ての国民が障害の有無にかかわらず、ひとしく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるという理念は十分に守られているといえるでしょうか。現在の状況は、障害のある方に大きな努力を強いてしまっているのが現実だと感じます。

障害者が健常者にあわせるのではなく、健常者が障害者の立場を考えることが重要です。私も含め、ここにいる皆さんで真剣に障害者基本法の趣旨を理解するように努めなければならないと考えます。

障害者差別解消法第5条では、「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。」と記載されております。担当の皆様には、既にさまざまな分野で御尽力くださっていることは承知しておりますが、しかし、本町には、残念ながらこの第5条に基づく努力が、まだ不十分であると感じます。

年1回の手話奉仕員養成講座は社会福祉協議会主催です。京築の中で、行政が手話奉仕員養成講座を行っていないのは、みやこ町と築上町のみだとお聞きしました。このことは事実でしょうか、お答えをお願いします。

○議長（武道 修司君） 首藤福祉課長。

○福祉課長（首藤 裕幸君） 申しわけございません。ただいまの手話講座の行政における実施についてですが、本町で町、行政が行っていないのは事実でございますが、他市町村の確認までは今回いたしておりませんので、ちょっとお答えすることができません。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） ありがとうございます。町は、障害者差別解消法第5条を守るために、行政職員の手話通訳者を設置、研修による育成に努めなければなりません。近隣の苅田町、行橋市、豊前市などは、行政窓口到手話通訳者の設置があるそうです。しかしながら、本町においては、行政職員の手話通訳者育成の予算措置は、現状、ありません。

そこで、次の点についてなんです。行政窓口への手話通訳者の設置を強く求めたいのですが、これについていかがでしょうか。

○議長（武道 修司君） 首藤福祉課長。

○福祉課長（首藤 裕幸君） 福祉課、首藤でございます。手話通訳者の行政窓口の設置についてでございますが、今回御質問に上がっておりますので、豊前市さんのほうに、ちょっと事前にお尋ねをさせていただきました。豊前市さんのほうでは、当初は手話通訳者の方を週5日、設置するようにしておったんですが、実働が少ないということで、近年はもう週3日で設置をしていると聞いております、ただし、稼働率はやっぱり低いようでございます。

なので、先ほど、うちのほうが窓口で利用していただいておりますコミュニケーション支援事業、その窓口に入ってもらえる方が、コミュニケーション支援事業に該当した場合は、そちらを優先するというので、そこはもう窓口からはなくなるという対応をしていると聞いております。

本町の現状では、本町、聴覚障害1級の手帳をお持ちの方が4名、2級をお持ちの方が20名いらっしゃいますので、この方々の行政窓口の利用状況等を把握しながら、今後、先ほど言った手話通訳者を常時設置するのかどうか等も含めて、今後、検討はしていきたいと思っております。

ただ、先ほど言ったように、障害者基本法では言語であるというふうに定められて、国のほうでも、そういう取り組みをなさないとはいいつつも、そういった行政窓口の設置等については、これは予算措置等はないため、全て単独費等になってしまいます。全く稼働がないのに設置をしているというところも、なかなか厳しいところではございますので、この辺、町の財政状況、あ

と先ほど言った町内の方の利用状況等を把握に努めまして、今後、検討させていただきたいと思
います。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） 今、御答弁いただいたように、利用状況を把握していただいて、
必要に応じて設置を、ぜひともお願いしたいと思います。ぜひとも前向きな御検討、よろしくお
願いいたします。

本町において何ができるのかを真剣に考え、全ての町民がひとしく障害の有無によって分け隔
てることなく自立し、社会参加ができるよう支援することは、必要なことだと考えます。

障害者基本法3条3項には、こうあります。「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含
む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得
又は利用のための手段について、選択の機会の拡大が図られること。」、この3条3項にのっと
り、築上町でも手話言語条例を制定し、ろうあ者の皆様の生活環境を整えていただきたいと思います
ますが、いかがでしょうか。

○議長（武道 修司君） 首藤福祉課町長。

○福祉課長（首藤 裕幸君） 福祉課、首藤でございます。北代議員がおっしゃられました手話言
語条例の制定についてでございますが、前段で北代議員がおっしゃられたように、障害者基本法
の中で言語の中に手話を含むとなりまして、その後、手話は言語であるとして、平成25年に鳥
取県のほうで条例制定がありまして、その後、全国のほうに広がっていると聞いております。

全国の地方議会のほうでは、手話言語法、国のほうでこれは定めるべきではないかというこ
とで、手話言語法の制定を求める意見書というものが出されておると聞いております。

手話言語条例の現状ですが、福岡県においても、今現在、直方市、朝倉市、平成29年にその
2市、それと本年4月に添田、大任、赤村、福智、香春、川崎、糸田、田川の10市町村が制定
をしておると、今回勉強させていただいて初めて知りました。お隣の豊前市さんのほうでも、今
検討を始めているというふうに聞いております。

先ほど言った手話言語法のほうになるんですが、これについては、今進んでいると北代議員の
ほうもおっしゃられたんですが、聴覚障害の方が古くから使っている日本語と異なる文法体系を
持つ日本手話と、日本語の語順にあわせ、手話単語を並べる日本語対应手話があるということで、
どちらのほうを対象とするか等の問題があって、ちょっと今進んでいない状況であるというふう
に聞き及んでおります、私のほうではですね。それで、先ほど言った鳥取県がはしりとなって、
各市町村の条例のほうで指定するというのを聞いております。

本町で手話言語条例を制定し、取り組むようにしたとしても、先ほど言ったように福岡県内、

福岡県のほうは手話言語条例等を制定しておりません。そのため、普及等の取り組みにかかる予算等については、全て町単独で賄うこととなります。本来は、条例や法律等がなくても手話の普及や取り組み、うちのほうでも、もうちょっと単独費をつけて普及の取り組みを進めていくこと、条例化しなくても進めていくことというのが大事なことだとは思っております。

ただ、現在、県にしても本町にしても財政状況は厳しいものとなっております。なので、今後、国や県の動向や、先ほど言った聴覚障害者の方等の現状を踏まえ、実際、条例化するべきかどうか等も含めて、今後、一緒に検討させていただけたらと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 副町長ですけれども、今、職員の研修については、県、民間、いろいろなキャリアアップのために、研修は課しているというか、させております。その中の一環として、今いろいろ議論がありました手話通訳にかかわる、そういう講座についても、職員のキャリアアップの一環として、そういう講習、研修等には行かせるように、検討じゃなくて実施に向けてやっていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） 今、八野副町長御答弁いただいたお言葉を伺いまして安心いたしました。研修を取り入れてくださるということで、ぜひともよろしく願います。

手話言語条例の制定、今後、御検討してくださると思うんですが、その際には、ぜひとも、ろうあ者の皆様、手話通訳者の皆様のお声を聞きながら、条例の内容を検討していただきたいと思っております。

豊前市についても、今のところ模索状態で、いろいろ皆様と話し合いながら、対話をしながら進めていっているということをお伺いしております。障害者の権利に関する条例の中では、「ナッシング・アバウト・アス、ウィズアウト・アス」私たちのことを抜きに私たちのことを決めないでという合言葉とともに、障害のある当事者は、自分たちで生き方を選び取っていく主体です。こうした背景のもと、条約に定義づけられている合理的配慮は、この配慮を必要とする当事者の意思表示や、個人や場面に合わせた個別の対応が重要視されております。ぜひとも当事者の声を無視することなく、条例制定に向けて御検討いただければと思っております。

さまざまな障害を持つ方々がおられます。その中で、執行部の皆様も、既にさまざまな支援や活動に御尽力されていらっしゃると思っております。しかしながら、まだ対応が不十分な点が多く、障害を抱える皆様が困っておられるのが現状です。今後も、他の政策について一緒に考えていけたらと思っております。よろしく願います。また、町民の皆様からいただいたお声を、

この場へしっかりと持ってまいりたいと思います。

続いての質問に参ります。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応、障害を持たれた方の政策という形で、来年、東京オリンピック・パラリンピックが開催されますが、本町はパラリンピック、共生社会の認定を全国で20の市と町が受けて、唯一1町だけが全国で受けました。今までに増して、障害者、全ての障害者の政策を充実をしていかなければいけないというようなことで、職員には常に私が申し上げながら、そして、それぞれの課で対応するようというので、今取り組みを始めようかというところになっておりますので、またいろんな提言ございましたら、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） ありがとうございます。今おっしゃっていただいたように、予算措置をぜひとも御検討お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続いての質問に参ります。築上町適応指導教室の「あおぞら教室」についてです。この施設は、不登校等の児童生徒を受け入れ、よりよい生活習慣を身に着け、自立、意欲、人間関係を培い、集団への適応能力を伸ばし、基礎学力の定着の援助をしながら、児童生徒の学校復帰を支援するための事業を展開しておられると思います。この取り組み自体はとても大切なもので、先日、施設に伺ったのですが、かかわっている指導員の職員さんや先生方は、本当に日々努力をしながら子供たちと向き合ってくださっていると感じさせていただきました。

そこで、この施設に関して、次の点についてお伺いいたします。

この築上町適応指導教室のある建物、とても古いとお伺いいたしました。耐震設備や防音設備などはどうなっているのでしょうか。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課の野正でございます。ただいまの適応指導教室の建物の耐震、防音についてでございますが、適応指導教室は南築集会所を借用して使わせてもらっているもので、耐震設備、防音設備とも特に対応していないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） 対応していないということで、非常に危惧しております。「あおぞら教室」に通う児童生徒の中には、発達障害と診断されている子供もいるそうです。皆さんは御存じでしょうか。

発達障害には、ASD——自閉スペクトラム症、ADHD——注意欠陥多動症、LD——学習障害の3つのタイプがあり、発達障害と診断された人の中には感覚過敏の症状を持つ方もおられ

ます。この感覚過敏というのは、知覚、聴覚などを初めとする感覚機能が敏感に反応してしまい、通常の生活にまで支障を来してしまうそうです。

聴覚に関して申し上げれば、人は、目の前の人と話しているときに、周囲の雑音のボリュームを自動的に下げる能力があるそうです。集中すべき音を聞き取るため、車の走る音や、店の中であれば店内のBGMの音、隣の席の話し声などが気にならなくなるという能力です。聴覚の感覚過敏を持つ方は、このことができなくなります。目の前の人と話す声と同じボリュームで、冷蔵庫の音や蛍光灯の音や外を走る車の音が異常に大きく、同時に聞こえてしまい、話を集中して聞くことが難しいそうです。特に、築上町は築城基地もありますので、感覚過敏を持つ子供たちにとって、飛行機の爆音はどのような思いをされているのかと胸が痛みます。

このように、感覚過敏の症状を持つ児童生徒は、ノイズキャンセル機能付のヘッドホンを装着して過ごしているそうです。私も、このノイズキャンセル付のヘッドホンを体験させていただきましたが、長時間装着していると、頭が締めつけられるような密着度のヘッドホンでした。

ここで次の質問です。あおぞら教室の建物の耐震設備と防音設備を整えてあげることはいくでしょうか。できるだけ優先順位を高く取り組んでいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課の野正でございます。ただいまの耐震化、防音化については、今のところ予定しているものではございませんが、整備するには、またかなりの費用等が見込まれることから、南築集会所の所管課である生涯学習課や関係課とも協議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） あおぞら教室の集会所ですけど、以前、平成の24年か25年ぐらいに、安武地区の教育事務所がありまして、そこを防衛事業で、多分防音か何か、大規模改修をしたという実績が記憶がございます。そういうことがございますので、きのう、この一般質問について、町長を含め、議論した中で、防衛事業として当たってみる必要があるんじゃないかなということ、特に今お話しされました児童の過敏的な影響があるんならば、早くそういう防衛事業で取り組んで、できるできない別にして取り組んでいきたいなと思っております。

先ほど田村議員が言いましたように、大臣もいますので、そこら辺含めて、話を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） 今、取り組んでいただけるということで御答弁をいただきました

ので安心いたしました。ぜひともよろしく願いいたします。子供たちが安心して学習したり、体を動かしたりできるように、できるだけしっかりとした環境を整えてあげるのは、私たちの役目ではないかと考えます。防音設備が整っていないと、静かに学習し、大切な話が落ち着いてできないなど、環境面で支障が及ぶのは、とても残念なことだと思います。ぜひとも早急に関係各者の方々と協議していただき、進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続けます。築上町の不登校の児童生徒の人数が、実は年々増加傾向にあります。全国的に増加しているのですが、築上町においても例外ではなく、事態は深刻です。先ほど少し触れましたが、不登校になってしまう児童生徒の中には、発達障害を持つ子供も多くおられます。発達障害を持つ人の中には、発達障害による二次障害を発症してしまうケースがあります。ここで言う二次障害とは、発達障害を持つ子供、または大人が、周りからその特性について理解されず、責められ、適正な対処をしてもらえず、ストレスが大きくなることで新たな障害を発症してしまうことを言います。

二次障害の症状の中には、うつ病、不安障害、反抗挑戦性障害により、時には暴力となってあらわれることもあるそうです。比較的軽度であれば、発達障害の性質を見ても、周囲では成長の過程でよくあることだと誤解されてしまうことがあるそうです。人より落ち着きがない、集中力がない、自分勝手、人見知りが多いだけだと誤解され、発達障害であることがわからず放置されてしまうと、なぜ自分だけみんなと同じようにできないのだろうと本人は相当な苦しい思いをします。このような原因によって二次障害を発症してしまうのです。

私を含め、世間においては、まだ発達障害に対する知識や理解が十分ではないと感じます。我が町においてはいかがでしょうか。まずは、教育現場において、発達障害に対する理解を進める必要があるのではないのでしょうか。

2004年に施行され、2016年に改正された発達障害者支援法の中では、発達障害の特性への理解と、発達障害者の自立及び社会参加への協力を国民の責務としております。また、発達障害者への支援を、国及び地方公共団体の義務として位置づけられております。

そこで、次の点についてお伺いいたします。教育関係者の方々向けに、発達障害に対する勉強会や研修など、今後の取り組みの予定はありますでしょうか。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課の野正でございます。教育関係者の研修等でございますが、各学校には、全部の学校ではございませんが、特別支援学級等も設置しておりますので、その設置された学校には、特別支援教育コーディネーターという教員も配置されておりますので、その辺も含めて、教員全体に、そういう知識や内容について把握できるような研修には努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 北代議員。

○議員（**6番 北代 恵君**） その中に、発達障害に関する勉強会、発達障害の理解を進めていただけるという政策が入っているということでしょうか。

○議長（**武道 修司君**） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（**野正 修司君**） 学校教育課の野正でございます。研修の中につきましては、発達障害も含めて、その辺は皆さんが理解していくように研修の中にも含めたいと考えております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 久保教育長。

○教育長（**久保ひろみ君**） 教育長の久保でございます。ただいまの御質問の件でございますが、学校におきましては、校内研修等で特別支援教育につきましては、各学校全て研修をしております。特に、発達障害につきましては、本町で作成しましたリーフレット等もございますので、このリーフレットを活用し、全教職員が研修をしているところでございます。

この研修とともに、各学校では、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等がありますが、教育相談等も実施しておりますので、個別の児童生徒に対しても適切な支援ができるような取り組みを、学校の中でも展開しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 北代議員。

○議員（**6番 北代 恵君**） ありがとうございます。そういった取り組みの中で、ぜひとも発達障害に対する理解を、今後も継続して進めていっていただきたいと思います。

また、発達障害は、身近にあるのに社会の中ではまだ十分に知られていない障害です。ぜひ発達障害に対する理解を深め、子供たちが安心してのびのびと暮らせるまちづくりをお願いいたします。

続いての質問に参ります。旧葛城保育園跡地の解体作業が進められていることと思います。この跡地の活用方法について、地域住民の関心が高まってきております。地域の子供たちは、公園にしてほしい、遊び場が欲しいとのお声も多く、地域の大人の方々は、自由に使えるように更地にしてほしいなど、さまざまな意見があるようです。

旧葛城保育園跡地の今後の土地の活用は、現在どのように考えておられるのでしょうか。

○議長（**武道 修司君**） 首藤福祉課長。

○福祉課長（**首藤 裕幸君**） 福祉課、首藤でございます。葛城保育園の解体は、福祉課のほうで所管をしております。保育園ということで所管しております。それで、解体をする前に、旧葛城保育園の跡地、もしくはその建物も含めて、何度か築上町公有財産管理委員会というのを開催さ

せていただきまして検討をさせていただきました。その中では、例えば、防災備蓄庫にしてはどうかという案もありましたが、建物をそのまま、それだと活用できないかということで、そういう検討もございましたが、消防法上で、倉庫としては、そのままでは使用不可とかいうような、さまざまな要件がございまして、建物は利用できないということになりまして、解体という方針になっております。

更地にした後の土地についてですが、更地にした後に、そこに新たに倉庫等を建てて利用できないかというような案も、実はございましたが、県道との高低差等もあり、トレーラー等が寄りつけないとか、ちょっと大型である車等であれば寄りつけないとかという現状もありまして、今の現状としては、もう解体の後は更地にして、普通財産として町が行うということで、今進んでおるのが現状でございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） その更地にした後は、地域の住民の方が使えるようなものになるのでしょうか。

○議長（武道 修司君） 首藤福祉課長。

○福祉課長（首藤 裕幸君） 福祉課、首藤でございます。更地にした後の用地についてでございますが、住民の方が使える用地になるというものではなくて、普通財産に落とすということになりましたら、その後、売却をするというような方向になろうかと思っております。

ただ、それまでの間に、さまざまな状況等ありましたら、別のことに町として利用する可能性も今のところゼロではございません。ただ、町内、先ほど言った公園等については、町内に児童遊園等が約40近くございますし、今後、それ以上ふやすとかというのは、公共施設が国等に比べて、本町についてはちょっと多過ぎるということで、それも縮小しないといけないというような計画もございますので、新たに公園にしたりとか、寄り集まれる土地にしたりということは、今のところは考えておりません。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） 地域の方々の、近隣の地域住民の方々の意見を取り入れていただくことはできないのでしょうか。

○議長（武道 修司君） 首藤福祉課長。

○福祉課長（首藤 裕幸君） 地域住民の方の要望で、これは行政でこういうのをつくったほうがいいだろうというような要望があれば、また再度、検討はさせていただきたいとは思いますが、先ほど申し上げたように、町のほうも財政状況が潤沢であるわけではございませんので、全ての

要望におこたえすることはできないかと思えます。

今、葛城保育園の隣接地である普通財産の土地があるんですが、そこについては、水原自治会のほうで管理をしていただいて、たしか桜の木か何かがあって、花見等に利用していただいているかと思えます。そういう形で、自治会のほうが借り上げをしたいとかということであれば、また別途相談にも乗れるのかと思っておりますが、全ての要望どおりできるものではないかと、私としては考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） もちろんお金がかかるですとか、何か建物を建ててほしいというのは難しいかもしれないんですが、更地にした後、しばらくは地域の方々が利用できるようなものにしていただきたいなと思うんですが。また、地域の方々にも意見がさまざまありますので、ぜひ要望等を聞いていただくような機会を設けていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 副町長です。公有財産管理委員会の委員長をしております、この公有財産の案件については、委員会に持ち上げて、そこで議論、検討して、この土地をどう生かすかというのを検討しております。

そういうような中で、今更地の後どうするかということについては、検討委員会で議論するんですけど、元来は、小学校とか保育園とかは、地域の方の寄附とか、そういう形の中で保育園ができたり学校ができたりしたと思うんです。寄附された用地は、そういうことを検討して、旧葛城村の方がどういう形であれして運用したいという御意見等があれば、その案件の一つの議題として取り上げて検討をしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） ありがとうございます。ぜひ地域の方々の意見も取り入れていただいて、協議をしていただきたいと思えます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

.....

○議長（武道 修司君） ここで一端、休憩をいたします。

再開は11時30分からといたします。

午前11時20分休憩

.....
午前11時30分再開

○議長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番目に、2番、江本守議員。江本議員。

○議員（2番 江本 守君） それでは、質問させていただきます。

安心・安全な町について、危機管理における知識・経験豊富な方を中心とした防災危機管理室の常設についてお伺いします。

○議長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 今、防災危機管理室の常設という御質問ございまして、数年前から東峰村・朝倉の大雨、そして、その前は広島、そして、朝倉・東峰村の後は広島・呉、そして、先般は佐賀、近年、例のない大雨、線状降水帯による大雨が降ってきております。そして、幸いにして、築上町は「豊の国」という形で言われておりまして、貞観859年ですが、約1,000年地震がない。そして、その後、この前の東峰村の大雨のときも、線状降水帯は英彦山の山で、ぴたっとそれを境に築上町のほうに線状降水帯は入ってきておりません。

そういう状況の中で、今、想定外の災害が起こっておりまして、昨年、一昨年という形で、各全国の地方自治体は、危機管理室、危機管理係という特別な、特別というわけじゃないですが、係を設けて、今自治体を運営をしております。

そういうことを踏まえて、私も、周防灘沿線をずっと各市町村の組織、気候を調べた中で、やはり海に面している自治体においては、危機管理課、もしくは危機管理係を設置して、その対応を当たっているというのが現状ということでございます。

そういうことで、ことしの4月から企画にありました危機対策、そして総務課の交通安全、主に消防、防犯の係、その2係を1つの係にまとめて、職員を2名から1名増員をして危機管理係という係を設けて、今現在、基地の1名、そして、消防・防災・防犯という業務を3名で当たらせております。

そういうことで、築上町全体が約200名近い職員おりますけど、課・室までを設けての余裕というのは、今現在ございませんので、係を、専門的な係を設置して、今当たらせております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（2番 江本 守君） 一番最初の質問者であります田村議員の中に、町長に問われたこともありますが、町民の生命、あるいは財産を守る、失われたものは、もう戻ってきません。それで、本当に専門的な知識のある方を中心とした、やっぱり常設した、そういう係が必要だと考えております。

今や、各自治体が避難勧告指示の責任が出てきておりますので、必ず町民を守るという観点から、ぜひそういう知識経験の多い方を中心に、年次そういうことが研究、報告されるようお願いしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 本当に、住民の安心安全ということで、これを守るのが私たちの役目でございますし、町民が被害に遭わないようにということで、これは日ごろからの、やっぱり訓練も非常に大事でございますし、それとまた、自治会内での対応ということで、自治会のほうに今そういう組織づくりを、まだ全部はできておりませんが、自治会の中で対応していただくというふうなことで、組織づくりも今、どんどん行っておるところでございます。

もし万が一の場合という形で、迅速な避難のできる、そしてまた、一応、そういう専門家が、もし招聘できれば、専門家を、一応、この安全係のほうに招聘しながら、嘱託対応で来てもらったりということでやりながら、常に緊張を持った形で業務に励むようにしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（2番 江本 守君） ぜひそのようにお願いしたいと思います。

それでは、次に、明るい安全な町の観点から、1基でも多くの街灯、防犯灯を設置すべきと考えておりますが、どのようにお考えですか。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。防犯灯の取りかえ、新設については、築上町においては、各自治会のほうで、今行っていてございます。経費につきましては、防犯灯の設置事業等の補助金、交付金に基づきまして、事業の補助金の交付を行っております。

N T Tの電柱に防犯灯を新設する場合は約3万5,000円、九電の電柱に防犯灯を新設する場合は3万円、防犯灯の取りかえにつきましては2万8,000円という補助基準を設けて、現在行っているところでございます。

今年度につきましては、まだ11月末の状況ですけれども、今66自治会のうち46自治会より補助金の交付申請がございまして、取りかえが78カ所、新設が39カ所ということで、LED化を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（2番 江本 守君） ありがとうございます。とにかく、小学生も今や習い事、塾、そしてその両親が、必ずしも送迎できる環境にないんで、中高生の部活動、遅くなったときに街灯がなくて暗い、非常に不安なところがあると聞いております。ぜひよろしく願いいたします。

次に、不安のない子供の育成についてということで、近隣自治体では、国や県の補助金を活用して防犯カメラを設置していると聞いておりますが、本町においては、いかがでしょうか。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課の野正でございます。小中学校の防犯カメラについてでございますが、設置台数は学校によって違いますが、全ての小中学校に防犯カメラは設置しております。

ちなみに設置台数、学校ごとですが、築城小3台、椎田中4台、築城中6台、ほかの小学校については、各1台の設置となっております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 首藤福祉課長。

○福祉課長（首藤 裕幸君） 横から済みません。福祉課の首藤でございます。通告の中には、保育園の設置状況ということもありましたので、保育園に対する設置状況について報告をさせていただきます。

まず財源等もということで問われておりましたので、保育所に対する防犯カメラの設置についてですが、私立に対しては、厚生労働省の保育所等整備交付金の防犯対策強化整備事業というものが、設置費用の2分の1、90万円を上限とされておりますが、設置費用の2分の1が補助される制度がございます。

現在の町内の私立保育所の防犯カメラの設置状況ですが、私立7園あるうちの3園が設置、4園が未設置となっております。

設置の3園についてですが、先ほど述べた補助金の活用ではなく、単独でのリースでの対応と、先ほどの補助金がリースに対しては対象にはなっておりませんので、リースの対応のため補助金の活用はしていないと聞いております。

公立についてですが、公立は、国県等の補助はございません。ただし、平成28、29年度に建設した、昨年開園しております椎田そらいろ保育園については、基本設計段階で防犯カメラを設置するようにしてございまして、開園当初から稼働をしております。5台設置させていただいております。

築城保育所については、現時点では設置はいたしておりません。今のところ、現場からは必要との声がないため、今のところ設置する予定はございませんが、必要という声があれば、今後、予算等を含めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（2番 江本 守君） 現場から要請されていないとはいつつも、やはり、おたくたち

のほうから指導して、やっぱりつけるべきと私は考えるんですが、いかがですかね。

○議長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 副町長の八野でございます。先般、先月、基地対策委員会で、茨城県の小美玉市にお伺いしまして、そのまちにおいては、防衛の調整交付金、再編交付金を使用して、防犯等の基金を造成をして、そして防犯灯設置に係る事業について、その防衛のお金を使っていたというふうな指摘をいただいております。

そしてまた、岩国市においては、防犯灯の設置基金はもちろん、防犯カメラの利用もできるような形で、今現在、岩国市は使用しているというふうに聞いております。そういう各基地の所在市町村において、防衛のお金を有効利用——有効利用というのは、言っているのかどうかわかりませんが、そういう安全なまちづくり、安心安全なまちづくりにお金を使っているということでございますので、来年1月ですか、また議員さんと一緒に岩国のほうに訪問する予定にしておりますので、そこでまた聞いて、防衛の調整交付金、再編交付金を上手に使うような形で職員と協議をして、安心安全なまちづくりに向けて知恵を出していきたいなと思っております。

そして、1基1台でも多く防犯灯を設置するように検討をしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（2番 江本 守君） ありがとうございます。ぜひそういう方向で努力してほしい。この防犯カメラがあることによって、犯罪の抑止、また事件の解決に活躍しておりますので、ぜひそういうふうに進めてほしいと思います。

次に質問ですが、下水道について、現在の下水道の使用料の、人数割から従量制へということで、前議会においても私、質問をさせていただきましたが、これは今ですね、今や、このまちの住民税が高いとか、財政事情が悪い、住民税が高いのはまだ諦められるが、やっぱり毎日の経済支援の形で、少しでも住民が負担の少ない形で利用できるような使用料にしてほしいと。

そういうことで、引き続いてこういう質問をさせてもらったのはですね、町民の方に人数割と従量制の違いが大きいよということを知ってもらいたい。そういうためにも、前回、町長のほうからも最終的には前に進めるという言葉いただきましたが、検討じゃなくて、積極的に前に進むように努力してほしいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 前回の議会で、この質問出ましたんで、私も一応、調べてみました。そしたら、一番最初に下水道を始めたのが、農業集落排水事業で、西高塚地区ですね。そしてその後、越路が造設され、一緒の使用料で造設されましたが、当時、担当の前議員の宮下さんにもちよっと話を聞いてみました。そしたら、やっぱり井戸が多いということで、水道水を使う人は、

従量制でもいいんですけど、井戸が非常に多いので一本化しなければ事務が、やっぱりどうしても煩雑になるというふうなことで人数割にしていたという経過があるということで、以後、下水道、合併してから築城の突貫事業といいますか、国土交通省の事業をいただいてしております。今、旧椎田のほうでは、北部地区ということで八津田、東高塚地区を下水道、これも農業集落排水事業、そして葛城地区も、これが小川北部地区というふうなことで、これも農業集落排水事業と、で、現在、国土交通省の予算の補助をいただいて、椎田地区のまち中、それと旧西角田一部、小原、それから石堂まで含めたところで公共下水道事業を実施して、あと五、六年で多分完了するであろうと思いますけれどもですね。

そこで、やっぱり井戸水使っているのが非常に多々あるということで、なかなかちょっと難しいということ。しかし、加入の人数が多くなれば、1人当たりの、いわゆる金額といいますかね、これを下げられるけれども、まだまだちょっと独立採算でございます。下水道事業特別会計で、これも企業会計でございますんで、これが加入数が多くなれば、1人当たりの金額も下がってくるということで、加入促進にも努めてまいらなきゃならない。しかし、高齢者の世帯がなかなか入ってもらえないという実態もございます、実際ですね。若い人がおれば入るんだけど、我々はもうくみ取りでいいんだという方々もおるんで、これの、皆さん方は推進をしながら、ぜひ加入をしていただくという方策もつくっていかなきゃいけないと、このように考えているところでございますので、一応水道のある、全部が水道になれば、多分従量制でいいと思うんですけど、井戸が非常に、まだ多々使われておるとというのが現実でございますし、調査の結果、そういう、これを踏襲してきたというのが現実でございますし、都会みたいな形で、全て水道を利用しているところであれば、これはもう従量制でいいというふうな考え方になるんですけども、今高いというのが、やっぱり加入が少ないというので、1人当たりの人数が、少しよそより高目になっているかなという状況になっておるんで、ここのところをちょっと御理解いただければいいかなと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（2番 江本 守君） 町長の言われる説明は、よくわかるんですが、じゃあ、豊前市や行橋市は、農業集落排水事業はないんですか。私が聞いたところによると、ある。それには、公共下水も農業集落も、今統合されて従量制に変えているわけで、本来、農林水産省の補助金で出た、その農業集落排水事業に関しては、これは本来、農業用の水路をきれいにするという、そういう目的で整備されていたわけで、必ずしもトイレをつなぐ必要はないんじゃないですか。町側としては、それをつなぐついでにトイレもつないでくれということは、進めているようですが。基本的に、頑としてトイレはつながんよ、でも雑排水においては、それにつながうというところ

が出たときは、どういうふうに考えますか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、農業集落排水事業というのは、やはりこれは基本的にはトイレの、いわゆる水洗化と、これが基本で、農村環境をきれいにしていこうという形の中で、そしてまた、農村の農業者の衛生面を考えていこうという形から、農業集落排水事業というのが発足したというふうな、これは農水省、水路だけではございません。だから、雑排水だけを流すのは、この目的ではないということで、基本は雑排水と両方ですね、兼ね合わせたところが加入の条件になっております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（2番 江本 守君） よくわかりました。ただ、私が言いたいのは、井戸水の世帯が多いからという、豊前でもどこでも同じですよ。だから、豊前の場合は、60立米を井戸水の世帯は一つの基本ベースにして料金が設定されているようですが、そういうことを参考にすれば、決してできないことじゃないんじゃないかと。従量制にすれば加入率は高くなるというふうに私は思っておりますが、いかがですか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、やっぱり利用者の意見も聞きながらやっていかざるを得ないかなと思うんで、そして、一応その会計が、下水道会計がちゃんとやっていけるような形になれば、従量制になれば、また上がる可能性も出てくる可能性もありますし、そのところ試算をしながら、仮の、だから井戸水の方が、仮に豊前が60立米という形になっておれば、うちはどれだけになるのかとか、そういう平均的な水の使用量等も調査しながら、井戸水の方の理解も得なきゃいけないというようなことで、今の状況では、人数割のほうが本町では定着しておるのが現実でございますし、あと一応、従量制をにらみながら、一応検討していくということで、きょうの答弁は一応これで、何か検討っちゃ前向きじゃないんで、前向きに検討というかね、一応住民の皆さんが、コンセンサスが得られるような方向で、下水道料金は決めていこうと。水道料金も高いと言われております、実際ですね。これもやはり独立採算という1つの観点から、これはもうちょうど20年ぐらいになります。私が旧椎田の町長に就任してから、赤字の水道会計を、これはどうにもならないということで、一応独立採算という考え方から高く上げて、それ以来、一切扱っていないで、現状で今、何とか黒字で行っておるというのが現状でございますし、そのところも御理解いただければありがたいかなと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（２番 江本 守君） では、この分については、その辺で、私がくどくどこういう質問をするというのは、町民に向けて、人数割と従量制には大きい違いがあるよということを知ってもらうために、あと町民のほうから多くそういう声が上がってくれば、少しでも早くそういう方向になるように期待します。

次に、スーパー・コンビニにおいてのオストメイト対応型設備、これを国県の補助金を財源に充てられないかというようなことで、ちょっと問います。

○議長（武道 修司君） 首藤福祉課長。

○福祉課長（首藤 裕幸君） 福祉課、首藤でございます。ただいまの江本議員の質問に御回答させていただきます。

福岡県の障害福祉課のほうに確認いたしましたところ、現在、オストメイト対応型設備に対する改造するものに対する補助金というものは、現在、ないという回答でございました。平成19年度には、厚生労働省の障害者自立支援対策臨時特例交付金の特別事業、オストメイト対応トイレ設備緊急整備事業というものがございました。ただ、その対象については、地方自治体や非営利法人が有する施設ということになっておりましたが、この交付金についても、平成20年度で終了をしておるということで、今現在においては、オストメイト対応型設備に対応する補助金はないとの回答でございました。

以上です。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（２番 江本 守君） 今現在、ないという事情はよくわかりましたけども、今後、町のほうから、県や国に向けて、こういったときにもコンビニなんかのトイレ改修に、そういう支援ができるような道をお願いしていただくことはできますか。

○議長（武道 修司君） 首藤福祉課長。

○福祉課長（首藤 裕幸君） 福祉課、首藤でございます。対応設備の普及についてですが、県が、今現在、そのオストメイトの普及については、福岡県や全国でやっている福祉のまちづくり条例による基準の制定や、平成28年度から施行された障害者差別解消法により進めていると。それで、今現在は、駅、公共施設、病院、大型商業施設を中心に整備が進んできているというふうに言われておりました。

また、仮に補助があったとしても、コンビニ等については、施設の広さ等の問題により整備が難しいという側面もありますので、ちょっと補助金でというのは、ちょっと難しいところで、今私としては考えております。もう少し静観をしたいと考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（2番 江本 守君） わかりました。ただ、私、コンビニ経営されている方ら、たまたま私のところに陳情に見えたときに、そういうことを問われたんで、ぜひ、そして、以前も申しましたが、病気は手術によって直っても、トイレの事情は、そういう事情で、よそに、どこにもいけないという話も聞いておりますので、極力積極的にそういう方向で、何とか努力いただければと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

.....

○議長（武道 修司君） ここで午前中の一般質問を終わりたいと思います。

ここで一端休憩をいたします。再開は、午後1時からといたします。お疲れさまでした。

午前11時56分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番目に、3番、池永巖議員。池永議員。

○議員（3番 池永 巖君） 3番、池永巖です。初めてこの席に来らせていただきます。年甲斐もなく緊張しますが、よろしく願いいたします。

早速ですが、9月の第3回の議会の中で、私は総務産業建設委員会に属しておるわけですが、その委員会の終わりに八津田小学校の建てかえの図面が入ってきて、その中でいろいろ話されておったわけですが、その中で、その図面の中にプールの図が入っていなかったと思うんです。その中で、プールはどうなるのか、どうするのかというような話が出てきたわけですが、その後、がどういうふうになったのかわかりませんが、八津田小学校のプールの内容についてお聞きしたいわけです。よろしく願いします、担当。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育の野正でございます。

八津田小学校のプールにつきましては、今、建てかえの設計を行っているところであります。

それで、地元の検討委員会とも協議してまいりまして、プールについては一応廃止をして、その跡地はグラウンドに転用というか、グラウンドにするということになっております。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（3番 池永 巖君） ありがとうございます。

今の話では、プールはもう廃却して使わないというような受けとり方をするわけですが、それはそれでいいと思うわけですが、プールは今まで各学校それなりに使用してきたと思うわけですが

が、今後、八津田小学校についてはプールがなくなればどういう利用というか、対処をしていくものか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課の野正でございます。

八津田小学校プールを撤去した後でございますが、やはり水泳の授業というのも欠かせませんので、BGの築城の海洋センターを利用するか、ほかの学校のプールを利用することになるかと思えます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（3番 池永 巖君） 今の答弁で、プールはBGのプールとまた近くの使えるところがあれば使わせてもらうというような内容でございますが、私はそれはそれでいいと思います。築上町に小学校は8校あるみたいで、そのうち7校、1校分が故障中で将来的には使えないだろうというような話を聞いておるわけですが、学校プールは、夏2カ月、夏休みがあるから1カ月ぐらいの授業に使えるというような話を聞いておるわけですが、そのほかに築上町、これは基地の対策でできたものだろうと思うわけですが町民プールがあります。

確かに、学校プールそれから町民プール、子供たち、一般の人たちに有効に現在使われてきたものと思えます。

しかし、考えるに、そういうプールは夏タイムしか使えないと思うんです。考えて、大変不便というか、そういう思いがするわけですが、そういうことから、私は新しく温水プールをつくったらどうかというような思いを持っているわけですが、私は過去、健康管理のために高いお金を出して行橋地区にある会員制のプールに通いました。それで、勤めがあったわけで月にもう二、三しか行かなくて、大変高い健康管理費になったわけですが、その後、また別の内容でプールに行ったほうがよりいいんじゃないかというようなことで、苅田の町民プールがあるということを教えてもらって、それでときどき今、通っているところです。

町民プール、いつでも誰でも割に安く行けるといような内容があります。

そういうことで、今後このプールについて、温水町民プール、これについて設置していただける構想があるのか、設置していただけるのか、そういう内容について町長にお聞きしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 課長が答弁すると思って。一応、町民プールという温水プール、私の頭の中にはあるんですけども、まだなかなか事務屋のものになっていないというのが現状でございます。というのが、ちょっと調べましたら、苅田も一時は多かったけど少し減少気味だという

ふうな話も聞いておりますし、それから行橋が多分、市民プールを廃止するというふうな話も聞いておるので、ここんところどうだろうかなど。

しかし、もう一つ、今BGのプールがもう、椎田のプールのほうが傷んでおります。これを改修すればどうだろうかという、一つの私の考え方もございますが、なかなかやっぱりBG、今改修費の予算がなかなかつきにくいという問題もございますし、あと利用という形の中で、多くの方が利用してもらえればということで、そういう利用、例えば自治会の中で、いわゆる高齢者の皆さんにたくさん利用してもらおうと、これがやっぱりBGもそういう方向性でプールを使わないかという、いわゆる地域ふれあいの場という形の構想でBGはやったらどうだろうか、いろいろなBG施設をそういう一つのBGの意向が出ておるところでございまして、ちょっとBGのほうとも相談しながら、そしてまた、地域の皆さんがいていただけるという形になれば、それはそれで健康対策ということで国民健康保険のいわゆる給付が少なくなればこれに越したことはないので、そういうことで保険課とそれから生涯学習課等々と協議を重ね、そしてまた一つ、うちの町はRDFということで、ごみを固形燃料にして今、宇部興産に処理料を払って宇部興産でこの処理を固形燃料、していただいている。この燃料をもとに発電をしながら、発電した蒸気を、これをプールに使おうという方法ができれば、これは一挙三得、これぐらいになるんじゃないかなと思っておりますし、そういうものもちょっと検討をしながら、いわゆるRDFの利用方法と、それからまた、できた灰をどうするかという一つの方法もございます。

自己完結型で、そういう全てのことができれば、非常にいろんな効率的な町運営ができるんじゃないかなろうかなと、このように考えておりますので、この模索は早くやっぱりやらなければどうしようもならないということで、池永議員からの温水プールの件、それからまた、いろんな私が申したようなRDFから町民の健康対策ということまで含めて、それをある程度ちゃんとした計画にできればいいかなというのが、私の今の構想でございまして、あと職員と協議をしながら、これの実現に向けて頑張りたいと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池永議員。

○議員（3番 池永 巖君） ありがとうございます。先ほど、ちょっと私、申しおくれたことがあるんですけど、学校プール、これは有効に利用しておると思うんですけど、水泳授業、泳ぐのが主目的だろうと思います。現在のように、多い雨が降るがわからない、こういう世の中になっておるわけですけど、プールの中で子供たち洋服を着せたまま泳がせるというか、水につからせるということ、つかってみたらわかるだろうと思うんですけど、身動きができないというような身になると思うんです。そういうことで、学校プールも今後進めていったらどうかというふうに思います。

それから、ただいま町長のほうから、住民の健康のためにそういうことができるだけというように話があっておるわけですが、皆さん御存じだろうと思いますが、現在整形外科医院です、すぐ近くにも整形外科医院があるわけですが、整形外科医院に行ったら患者の多いことには本当にびっくりします。私が通っているところもそうですけど、足の悪い方、膝、腰、本当にびっくりするほど患者が多い。こんなに患者が多いということは、本人の費用、負担も大きいだろうと思います。国の負担も多いことだろうと思います。そういうこともあります。

それから、個人的に子供たちは親御さんに連れていってもらって、温水プールのプール教室に行っておる方もおるかと思うんですけど、子供たちの中でそういうところには通えないというように人もおろうかと思っています。

温水プールは両側が歩行者専用というような内容になっております。それで、そこは歩く人だけが利用するという。それから、子供専用のプールというとおかしいんですが、遊ぶところ。それから、歩行者専用で歩くところ。歩行者専用と、それはもう浅いところなんですけど、本当に上を歩くよりも労力を使って運動になる、そういうところがあります。それから、2階に運動器具を備えた部屋もあります。そういうことで、通う人はいいトレーニング等になろうかと思えます。

それで、温水プールの建設には本当に費用、それからいろいろな内容で難しい点もあろうかと思えます。

築上町は、基地が備えてある地域というようなことで、特質な温水プール、そういうのをつくって、町のアピールなんかしたらどうだろうかと思うわけですが、そういうこともあります。

それから、築城地区、今までいろいろ悪いイメージもあったんですけど、これから住民が協力して一致団結して、いろいろな内容で築上町を盛り立てていければというようなことで、私のほう、その一つにプールの建設、そういうのを含めていただければいいかと思うわけですが、そういうことで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

.....

○議長（武道 修司君） 次に、5番目に、4番、鞆野希昭議員。鞆野議員。

○議員（4番 鞆野 希昭君） 議席番号4番、鞆野です。通告に基づきまして御質問いたします。

基地の騒音対策についてということで、基地周辺地域においては、騒音等で非常に困っているのが実情です。また、基地の交付金で町内各事業ができているのも実情です。

基地交付金等におきましては、前回の質問のときに、この交付金において交通、道路、通信施設、環境衛生施設、福祉施設、教育文化施設、住民の命と財産を守る防災関係・消防等の購入を行っている、大変すばらしいことと思います。

しかしながら、このような事業ができるのも、基地に隣接する方々の日常の忍耐の上に成り立っているのではないのでしょうか。再編交付金や再編関係訓練移転交付金に関しましても、福祉、教育、文化等の基金が中心であり、町のためにすばらしい交付金だと思っています。

しかしながら、とりわけ日常的に騒音が大きい地区においては、地域振興策の一環として交付金等の利用による補助事業及び、町単独の補助事業の考えはあるのでしょうかということについてお尋ねいたします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応、町単独の交付金制度という形でございますけれども、今のところはこれという形では出しておりません。

従前、旧椎田町のときは、私が町長になってから調整交付金という交付金がございますが、この交付金を他地区に使える単独事業で街灯を設置したりという形で、地元負担なしの100%町費でという形ではやっておりましたけれども、合併してからも、この街灯施設、ほぼ全域にある程度単費でつけるように予算立てをしておりますし、この恩恵とかそういうのはなくなってきておるところでございます、これとて、他の百里基地とか宮崎の新田原基地の新富、若干の単費をつけておるんで、今後財政的問題もあるんで相談しなきゃいかんと思いますけど、茨城の百里基地の小美玉市は非常に財政力豊かでございます。財政力指数が0.6から7ぐらいの間ぐらいじゃないかなと思いますけど、非常に財政的には豊かな、いわゆる東京近郊といいますか、そういう形になって非常に。宮崎は、ことそう変わらないんですけども、空調費の電気代の補助をやっているという話も聞きます。

あと、予算と相談しながらやはり、苦痛が激しい地域ですか、午前中の田村議員の質問にもございましたが、90、85、私も鞆野議員と一緒に80でございますけれど、そこまでできるかどうか。ちょっと、そこまでしたら欲になるかわからんで、85ぐらいですれば、何とかそういう優遇策もちゃんとつくらなきゃいかんかなということで、あとまた、一応一般財源という形になるんで、これもやっぱりほかの住民の皆さん、だから基地交付金という、これは公共提供施設、後の質問であるようでございますけれども、これは固定資産で言うと同じ税金でございますので、これをその地域だけに持っていくというわけにいかないということで、そうすれば、じゃあゴルフ場のあるところはゴルフ場で上がった固定資産税を全部こっちに持ってこようという話になるし、それはそういう形で全般的な形で、いわゆる基地交付金です。これは、公共提供施設と所在市町村助成交付金に関する法律で、総務省からの交付でございますので、防衛省からじゃないというようなことで認識をしていただければと。

あとは、調整交付金と米軍再編の交付金がある程度要綱的に使えるような形になればいいんですけれど、それはもう、全般的な今、子育てとかそれから教育、文化のいわゆる基金で積み立

てて使っているという形になっておるんで、ある程度、だから他地域に用いたその調整交付金あたりを地元の周辺部分を使っていなければ、その分を若干、一応恩恵に受けさせる、基地周辺の迷惑度に対して、何かこう他の基地とまでは行かないにしても少し考えてもいいかなと思っております。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（4番 鞆野 希昭君） 町長、ありがとうございます。やはり、築上町独自の交付事業を行うと、防衛省も一目置くぞというような補助事業をどうかつくってほしいと思います。財政指数が低ければ、もう少し上げる努力もしていただきまして、地域の人たちに本当に喜ばれるようなことをしてほしいと思います。

この通告の中で②で85W以上の地域へのNHKの基本料の助成、電話基本料の助成、電気基本料の補助と、それと下水道工事も入れようと思ったんですけども、本当に地域の人たちに聞いたら、家族の団らん時に訓練で飛行機が飛ぶと、そしたら孫が飯食いよったらお母さんの後ろにしがみついて泣き出すとか、それとか、先ほど御質問があった電話の件ですけども、電話も、電話をしよるときにまた飛行機が飛んだときには電話が聞こえないと、また訓練飛行機が飛ばんことになったら電話をかけなおすからとか、そういうことがあるそうです。それとか、奥さんが急に突発性難聴にかかったとか、そういうお話も聞いております。

それと、この間F-2が山陰で墜落したと、本当にあってはならないことなんですけども、そのときに飛行機が約1カ月近く飛ばんやっただじゃないですか。そのときにみんなで、この状況が本来の私たち田舎の状況やねと、本当に窓を開けても何しても静かで、鳥の音が聞こえるし、虫の声も聞こえるような、こんな静かな地域やったんやねと、本当に自分たちも、いつも飛行機の音で慣らされているものですから、あんな静かな状態になったときには、本当、私の住んでいるところはいいところだなと。それに、飛行機の音が入ってくるということは、やはりそれなりの町としても、今町長がおっしゃられたように、補助事業を確立していただきたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

次に、基地周辺の立ち退き地の有効利用についてということで、基地交付金を利用した基地周辺地域の整備事業、及び国に対し、立ち退き地の有効利用要望の実施についてということですけども、本当に私たちの町には、立ち退き地についても国有地とは思いますが、メタセの杜の既存のメタセコイアやラクウショウ地帯がきれいに整備されております。その中に、遊歩道の整備事業としてレクリエーション機能を持った事業を基地調整交付金等で実施できないものかお尋ねいたします。

○議長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） メタセの杜については、いろいろ御支援いただきましてありがとうございます。

ざいます。

先週でしたか、毎日新聞にメタセコイアの紅葉が1面に載りまして、九州、山口県までですか、その範囲の毎日新聞の1面トップにメタセの杜のメタセコイアが赤く染まった写真が出て、大変うれしく思っているところでございます。

そういうことで、今、日本全国にメタセコイアの有名どころと申しますか、有名なところは滋賀県の高島町のメタセコイアの並木道、そして東京の水元公園のメタセコイアという2つあるんですけど、その中に本当は築上町のメタセコイアも割って入っていききたいなと思っております。

これについては、そんなに滋賀も東京も大きな箱物を建てるのかということではなくて、今、鞆野議員が言いましたように遊歩道の整備であったり、樹木の枝を整えるとか、そういう形のことでやっております、今、防衛省のほうにはメタセの、県道から国道のほうに向かって左に折れるところ、用地があります。その用地を今、借りるような形で申請しております。今、おかげさまで、メタセの杜も駐車場がいっぱいになるという形になっておりまして、行事のときにはとても賄い切れるものではないし、そこを借りて芝生広場か何か、芝生を植えて芝生広場という形で行事がないときには子供の遊び場的な公園風のものをつくっていききたいなと思っております。

今、航空交流館とか箱物はあるんですけど、町長が先ほど言いましたように、財政的に今、5年ぐらい前から交付税が年々下がって、なおかつ一方算定になったらまた下がるという形で、調整交付金もそういう形で上がっていく形になりますので、極力財政運営はそういうものに頼らず、そういう計画をもとに築上町をPRできたらいいかなと思っておりますので、そういうメタセコイアについて、鞆野議員の意見等で出していただければありがたいかなと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（4番 鞆野 希昭君） それと、副町長、もう一つあるんですけども、今、メタセの杜から築城の駅寄りの別府地区ですか、あそこに立ち退きの田んぼ、畑がずっとあるじゃないですか。先ほど、副町長がおっしゃられたように、あそこも何かの自然観測ができるような、草花とか昆虫とか、そういう自然の生態を生かしたような公園で子供たちもあそこに行って、秋の七草、春の七草をあそこで摘めるとか。あそこは本当、丘陵地でちょうど散歩コースにもいいと思うんです。

それと、メタセの杜のほうからの小川ですか、小川もそのまま生きたようなところもあります。そういうところを生かして、自然公園と、へビが出てカエルが出て何がでていいじゃないですか。マムシはちょっとこまる。そういうふうな公園をつくっていただきたい。また、子供が寄れるようなところもつくっていただきたいと思っております。

これで、基地関係の質問は終わります。

次に、公立小学校の行く末を見据えた検討委員会の設置についてということで、今ここに、質問の要旨のところに①で、第2次総合計画第4章現状と課題、具体施策の実施の取り組みについてということで、教育のほうの関係で挙げていますけども、これ、見たところ、やはり少子社会とか核家族が問題なんだと。それにどういうふうに取り組んでいくかというような具体策を挙げていますけども、教育の場で言いますと、核家族化や少子社会の進行等により、コミュニケーションが希薄となってきた。生活習慣やしつけを教育現場に求めることがふえ、教員の負担が増加している。ICTを活用した教育や情緒不安定な子供に対応する専門の教員の不足、コミュニティ・スクール導入に伴い、地域と学校、教育行政の連携が求められ、情報提供などの工夫や参加者が固定化されない運営方法など、慎重な対応が求められるとあります。

これの施策の方向性として、子供たちに幅広い授業を体験させ、築上町に住んでいることを誇りに思える教育に取り組む。さらに、家庭、地域、学校が協働して、地域とともにある学校づくりのため、コミュニティ・スクールを活用しますというふうにあります。

今、現在、築上町の小学校の中で、コミュニティ・スクールが一番地域と溶け込んでいると、どんな活動をしているというのがわかれば、済みません、ちょっと紹介だけしてもらえませんか。お願いします。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育長の久保でございます。ただいま鞆野議員から質問をいただいた点でございますが、この第2次総合計画のところに書いてある具体的な取り組みをまず申し上げたいと思っております。

実際には、心と体の健康を育む教育といたしまして、体験活動なんですけれども、これは地元の史跡とか、それから施設等の体験活動も行っておりますし、子供神楽等の伝統行事等にも学校で取り組んでいるところです。

また、御存じのように築上塾と言って土曜講座も実施して学力向上に取り組んでいます。

しかしながら、御指摘のように少子高齢化、地域のつながりの希薄化、つながりが減少してきているということで、地域の教育力もずいぶん下がってきているような状況もございます。学校も、発達障害とか貧困といった福祉的な課題も増加してきて、非常に学校の抱える課題が複雑化・多様化してきているところでございます。

そこで、やっぱり学校だけではなく、地域全体で子供たちの育ちを支えることが今、求められているということは、今、御指摘のところでございます。

実際には、本町で全学校に導入しているコミュニティ・スクールですけれども、このコミュニティ・スクールと申しますのは、学校と地域の住民が力を合わせて学校運営に取り組むことが可能となるわけなんです。

これは、地域コミュニティ・スクールで、学校運営に地域の方の声を積極的に生かして、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めることができると考えています。

実際には、各学校で運営協議会がございいますが、その中に地域の方、保護者の方もはいついていただきながら、まずこの学校でどんな子供たちを育てたいのかという、大きな目標を共通に持っております。そして、その中で、では学校はどのような教育活動を進めていくのか。では、地域はその中で学校教育にどんな支援ができるのかということで、実際には、地域の方や保護者の方が学習の支援を行ったり、登下校の見守り活動を行ったり、学校行事等への支援を行うというようなことが起こっております。

そういうことによりまして、学校の教育活動は充実してきております。そして、学校教育のほうも充実するというだけではなく、もう一方では、このように学校を中心として地域の人たちが学校行事に参加したり、いろんな支援をすることによって学校という場に新たな人とのつながり、そして人間関係が生まれてくるというような効果が出てきております。

このように、学校と地域、そして保護者が一体となって、学校の学校づくりを行うことが、ひいては地域の活性化にもつながるということで、今、学校10校ありますので、それぞれが特色ある学校づくりに取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（4番 鞆野 希昭君） ありがとうございます。全10校の小学校がコミュニティ・スクールで地域とともに学校のつながりを含め、地域の見守りの中で子供たちが元気に学校生活を送るというところをお聞きいたしました。

町長さんにちょっとお尋ねしたいんですけども、今、子供たちは、本当に少子社会、核家族化というところで、本当に学校の人数もだんだん減ってきております。それで、公立小学校の将来を見据えた学校規模の適正化の検討が必要な時期になっているのではなかろうかと考えております。

町長の考えは、学校は地域の核であり、教育文化の中心であり、地域の人よりどころであるが、全校規模が10名以下になれば、また地域からの要請があれば統合等を考えるとの方針ですが、そのような状況に陥る前に学校規模の適正化委員会といいますか、町において地域の特徴などを生かした学校運営の検討委員会を立ち上げる必要性に迫られていると考えています。

本町においては、先ほど教育長から説明を受けましたコミュニティ・スクールが全校小学校で行われ、地域のつながりを深める教育を行っていると、素晴らしいことと思います。しかしながら、令和3年になりますと、全校児童数が10名を切る学校が予想されています。クラス別に見ますと、全8校中5校が10名を切るクラスを抱えています。小学校の8校が10名を切るク

ラスを抱えています。少子化等のさらなる進展による学校の小規模化に伴い、児童生徒が集団の中で切磋琢磨しながら学んだり、社会性を高めたりするのが難しくなるなどの課題の顕在化が懸念されています。

教育的な視点で、こうした課題の解消を図っていくことが喫緊の課題とっております。ぜひ、今後の公立小中学校の運営のあり方について、検討委員会の立ち上げの考えをお伺いしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今、検討委員会という形になれば、基本的には学校を統合せよという形になろうかと思えます。だから、そうじゃなくて、基本的には地域の中でもう統合しようじゃないかという声が上がってくれば、私はそれが一番いいんじゃないかなと。一応、学校が、先ほど鞆野議員も言ったように、私は地域の核だと思っております。学校を潰せば地域がだんだんやっぱり過疎化が早くなるという形になりますので、やはり学校があって、そのためにコミュニティ・スクールと学校運営委員会を地域ごとに全てつくろうじゃないかということで、教育委員会のほうに提案してつくっていただいたのが私の理念でございましたし、ちょうど私も教育行政の中に、教育総合会議という形の中で、私も一緒に検討するような形がございますが、その中でコミュニティ・スクールづくりを提案していったという形になります。

それで、先ほど言った学校の5年先を見据えたという形になれば、もう統合という一つの考え方が頭にあってやるんじゃないかという形になるんで、これはやっぱりそれぞれの学校で統合したほうがいい、地域でしたほうがいいよと、その中で一つ、椎田中学の建てかえ、八津田小学校の次にあります。そこで、小中一貫校の討議は皆さんにしてもらえば、そこである程度、そうしたら小学校と中学も一緒に建てようじゃないかと、そしてその中で議論が湧いてくれば、それはそれで私はいんじゃないかなとということで、地域の皆さんがそれぞれどう考えるかというのが私は大事じゃないかなと、この胸に考えておりますので、町からは検討委員会という形で、統合せよという話に、私は皆さんに呼びかけるような話になるんじゃないかなと思っておるんで、地域の方々がどう考えるかという形の中で一つ、それぞれコミュニティ・スクールの中で検討していただくとか、そういう方向性が一番いいのではなかろうかなと、このように考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 鞆野議員。

○議員（4番 鞆野 希昭君） 私の言う検討委員会は、地域コミュニティーの核としての学校の機能を重視する見方、観点からは、統合の考えで言いますと、学校統合により、魅力ある学校づくりを行い、地域の活性化を図ることを選択する場合とか、それとか地域の総力を挙げ、創意工

夫を生かして小規模校のメリットの最大化、デメリットの拡幅を図り、学校の存続を選択する場合と、こういうふうに大きく2つに分かれると思う。

そういうふうな、やはり地域に根づいた学校ですから、地域の人たちとか町の人たち、教育委員会の人たちで検討委員会をつくり、私たちの学校はこういうふうにおすすめしていきたいんだとか、統合していきたいんだとか、そういうふうな話し合いの場を持っていただくような検討委員会。それと、築上町独自の、本当、先ほどの調整交付金の使い方でもそうですけれども、こういう検討委員会でも、あそこの学校に対する考え方はすばらしいなど、モデルにしようと、そのようなことが浮かんでくるような検討委員会を立ち上げて、将来子供たちが本当に伸び伸びと育ていけて、親も安心して学校に行かせられるとか、将来を担ってくれる子供たちとともに、私たちとも手を取り合って、日ごろから笑顔が絶えない町なんだと、そのような地域の財産というんか、やっぱり教育とかそういうのはもう本当、町の財産と思うんです、子供たちとか。そういう検討委員会で、そういう子供たちをつくりましょうと。

それで、統合を見据えたところの検討委員会とか、そういうんじゃないんです。小規模校をいかに有意義に運用していくかとか、そういうふうなところの検討委員会とか、検討委員会の中でそういうふうな選択肢もあるんだよというところで立ち上げていただけないだろうか、ちょっと舌足らずで申しわけないんですけども、そういう意味合いを込めて、今お願いをしたわけです。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、今のコミュニティ・スクールの中でそれぞれ、それが地域の伝統文化、例えば小原小学校、上城井小学校、もう本当に小規模校でございますけれども、地域の伝統文化をずっと継承、神楽をやっておる。

大規模校になれば、基本的にはこれができないんです。それぞれ、いろんな地域から集まって行っているという形になって、なかなか何かやろうと思ってもできない。

しかし、経費面には、これも全部まとめたほうが私は経費はかからなくて済むと思っておりますけれども、そういう地域の伝統文化、それからまた地域が一生懸命かかわれるという形になれば、今の形態のほうが十分行けるんじゃないかならうかなと思っておりますし、これをできるだけ維持していきたいと、そして、後はよその者も勉強して、自分たちもこれを取り入れていこうじゃないかとか。そして、この中で統合の話も出てくると思います。もう、ちょっと統合やろうじゃないかという話も出てくると思うんで、とりあえずやっぱりコミュニティ・スクールがいろんな形で、地域のいろんな意見を反映させていくという、これは僕は大事じゃないかなと考えて、このスクール制度。

だから、コミュニティ・スクール協議会が、全体的な会議の中でいろんな話をしても私はいいいんではなからうかなと、今は、それぞれ学校単位でしかございませんので、それぞれコミ

ユニティ・スクールの代表者が全体会議を開くとか、そういう一つの考え方もいいんじゃないかな。教育委員会のほうで、またこれ、ちょっと相談しながら、そういう一つの方向性も持っていったらどうだろうかと思っております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 鞆野議員。

○議員（**4番 鞆野 希昭君**） 町長の考え、よくわかりました。コミュニティ・スクールの中で検討していくと、そして、コミュニティ・スクールにも代表者会議をつくと、行政と教育委員会と連携をして進めていくと、そのようにするところを今、町長言われたんですよね。

また、本当にもう、喫緊の問題だと思うんです。本当、コミュニティ・スクールを利用した検討委員会等を立ち上げて、将来の子供たちの明るい社会を潰さないようにお願いして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

.....

○議長（**武道 修司君**） ここで、いったん休憩をいたします。再開を1時55分からといたします。

午後1時45分休憩

.....

午後1時55分再開

○議長（**武道 修司君**） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番目に、9番、信田博見議員。信田議員。

○議員（**9番 信田 博見君**） 本日最後の質問でございます。時間もたっぷりあります。ゆっくり時間をかけて質問したいと思います。

3点通告しております。まず、1点目から。我々議員は、4年に1回町民の付託を受けるわけですけれども、その際にいろんなことを言われるんですけども、この一般質問もいろんなことを言われた多い順番に行きよるような気がするんですが、いつか、ごみのことを質問したときに、庭木の剪定した枝葉、そういったもの、あるいは草、そういったもの、もろもろも引き取ってもらえないかと、引き取ってというかごみに搬入してもいいというふうにならないかということ質問しました。町長が、考えてみますということだったんですけども、今回、その植木の剪定、庭木の剪定、そういったものをぜひ、町のほうにごみとしてとってもらいたいという声が非常に多い。

役場のほうにお願いしたら、袋の中に小さく切って入れて出してくれたらいいよとか言われた

んやけど、なかなかそんなことはせんよねということでございます。

今の現状は、その植木の枝葉の処理というか、搬入というのは、どんなふうになっておるんですか。

○議長（武道 修司君） 武道環境課長。

○環境課長（武道 博君） 環境課武道であります。ただいまの信田議員の質問にお答えさせていただきます。

ごみの出し方につきましては、可燃性、あと不燃性のごみ、また粗大ごみ等に分かれております。

まず、各家庭で発生した草木、剪定枝などにつきましては、長さ20センチ、直径1センチ未満であれば可燃性のごみとして、町指定の指定袋等を出していただいても結構でございます。また、袋に入らない剪定枝、大きさおとしましては、長さ1メートル、直径10センチ未満程度であれば、直径30センチ未満にして束ねて粗大ごみとして出していただければ、当施設のほうで処理されております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（9番 信田 博見君） 案外、その出し方が、周知が徹底されていないような気がするんです。ですから、こういうことが聞かれるんだと思うんです。もっと、こういうふうに出してもらえればちゃんと引き取りますよということを、もうちょっと町民にアピールというか知らせてほしいと思います。

町長、今のごみ処理の方法として、軽トラックで持ち込んだりとかしてきた場合、これはできないんですか。固形化燃料にするために枝葉を中に入れるとかいうのは難しいんですか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、一応植木屋さんがやる分は産業廃棄物ですよ。だから、これはだめだと。一般家庭から出る廃棄物が本町の領域です。

だから、これはちょっと検討をして、トラックに自分で個人の家のを自分で積んだやつを自分が持ってくるというのを受け入れるか受け入れないかというのは、ちょっと担当課のほうで協議をして、産廃は絶対だめだという形になります。業者が積んだものを持ってくるのはだめだと。ただし、自分で積んで自分で運んでくる分が、そのダストの中でもぼっとそのまま自分で投げ込んで入れられればいいか悪いか。ちょっと、それはまた技術的な問題もあるんで、それは一般廃棄物であれば町のほうが引き受けてもいいんじゃないかなと私は思っておるんで、あと技術的な問題で、担当課がどういうふうを考えるかということも大事になりますので、そのところはまた検討させてもらいたいと思います。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（9番 信田 博見君） こういう苦情というか、お願いというのが多いのはなぜかという
と、今、田んぼの端というか家のちょっと空き地で燃やしたりしよつたら通報されたりするんで
す。だから、燃やせないと、ちょこつとしたんだから燃やしていいだろうと思って、ちょっと煙
が出ると通報されたり、警察署が来たりするという事なんで、そこんところをちょっとやっぱ
り考えてやってほしいなというふうに思います。これ以上は、よろしくお願いします。とにかく、
周知を徹底してください。

次、行きます。いいですか。子育て支援と出生率についてということですが、子育て支援と出
生率というよりも出生数です。数というふうに思っていたらあれだと思えます。

日本の出生率は、どんどん低下しております。多くの方が、日本の経済の将来に大きな不安を
持っているということは過言ではないというふうに思っております。我が町も、同様だというふ
うに感じております。

築上町は、近隣の市町村と比較すると、子育て支援というのはかなり充実しているというふう
に、今まで私、思っておりました。確かに、充実していると思えます。

しかしながら、どのように充実しているのかというのは、第3子保育料の無料化とか、高卒ま
での医療費の無料化、もろもろあります。それから、我が町には基地があり、若者もよそより多
く住んでいるというふうに思っております。

でも、出生数は近隣市町村に比べて低いんです。ここんところは、やっぱりしっかりと検討し
直さないかん、見直さないかんというふうに私は今、思っております。

この私の手元に、平成21年から平成30年までの北九州地区の出生数ということがあるんで
す。北九州地区ですから、もう若松も全部入ります。鞍手から田川まで全部入ります。その北九
州地区の出生数、その中で、平成21年は我が町は月平均14人の出生数がありました。それが、
平成30年、9年後です、9年後には月平均9名ということです。要するに、5名が減っていま
す。月々、平均です。5名ということは、12掛ければ60名なんです。60名が減っているん
です。

これは、なぜなのかということをやっぱり、我々、町長を初め副町長、職員の皆さんも考えな
いといけないと思うんです。

それで、今回これを取り上げたわけですけども——岡山県のこれは「ナギチョウ」と読むん
でしょう——岡山県の奈義町というところは、日本でもトップクラスの子育て支援をやっている
ということで、合計特殊出生率が——これ、女性一人が一生に産む子供の数です——これ、女性
一人じゃ産まれませんから、男性とですから、2以上ないとどんどん、1点何ぼだと人口減って
いくという計算になるわけですから、2あれば今の人口がずっところ、維持できるということで

すが、その岡山県の奈義町は2.0ぐらいまでずっと持っていつているらしいんです。

これ、どういう子育て支援をしているかと、うちと余り……余りというか、うちも結構いい子育て支援やっていますけども、不妊治療への助成、子供ができないという人たちに助成をする。どういう形の助成かはわかりません。それから、出産祝い金。それから、保育料の助成——これはうちもやっています。それから、ひとり親——今、ひとり親が多いんです——ひとり親に対する助成。高校への通学の助成。それから、チャイルドホームでの子育て相談——これ相談です。それから、高校までの医療費の助成——これはうちもやっています。

このように、出産前から、妊娠したころからずっともう、切れ目のない助成をやっておるわけです。

それで、ちょっと出産祝い金をふれてみたいと思います。我が町で出産祝い金というのは、幾ら払われているんですか。どこに聞いたらいい。出産祝い金。ない。わかりました。ないということでございます。出産祝い金、この奈義町は第1子が10万、第2子が15万、第3子が20万、第4子が30万、第5子が40万と多くなるほど多くなるんです。だから、1、2、3、4、5まで、5人産んだら計算していないんですけど、かなりもらえるんです。

この出産祝い金、どうでしょう。少し考えてみてください。ほかのところにお金使わんで、ここに1億円ぐらい使ってもいいんじゃないかなというふうな気がするんですが、町長、笑いよるね。笑いよるやろう。答えてください。出産祝い金、やりましょう。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今、言われても、財政的な問題があるんで、これは検討させてください。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（9番 信田 博見君） 逃げるときはもう、いつも財政的って言うけど、僕はできると思うんです。ずっと、僕は25年間やっていますけども、できると私は確信しております。1億円、知れてるよ……そんなことはないか。知れていると思います。

我が町が、この子育て支援をかなりやっているというのに、よそからも来ないし、子供さんもなかなか生まれないというのは、この奈義町は「子育てするなら奈義町」というキャッチフレーズを掲げておるんです。これを、子育てするなら築上町、このとおりにせんでもいいんですけども、そんなの外へどンドン発信してほしいんです。よそより多いんだと言っても、よそよりいい子育て支援しているんだと言っても、周りの人が知らなければ何にもならない。本当にちょっとしっかり考えてもらいたい。

今、いろいろかなり、これから先、我々の今の時代はいいんです。我々の子供、孫、もう子供の代も少し過ぎたかもしれませんが、孫やひ孫の時代までこの町をしっかり維持するために、ぜひこの子育て支援、出生率を上げる施策を頑張ってもらいたいと思います。副町長。

○議長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 副町長です。今のメニューは、大体もう頭には入っています。あと、信田議員さんの中でもう一つ、子供さん方に対する事業としては給食の完全無料化というのが、小中学生、保育園から。あと、祝い金であったりランドセルというか、入学のときにランドセルを贈ったりということで、オールメニューですれば、先ほど言いましたように多くのお金が多分かかるんだと思います。

午前中ありました、防犯カメラ、防犯灯、いろいろメニューがございます。今、うちの財政事情は、先ほど言いましたように交付税が下がる、地方税はそのままということで、調整交付金、再編交付金で振りかえられる助成であればできるんです。例えば、インフルエンザであったり、高校生までの医療費であったりというのは、今、財源的には防衛のお金でやっております。

そして今、あと個人の助成というのが、なかなかその防衛のお金が使えないので、そのかわり一般の財源を使えばできるんじゃないんだろうかと、今、御意見もでございます。そして今、その中で毎年単年度、プラスマイナスは10億は出していますけど、単年度収支からすれば少し、あれであったりこれであったりとかいう、今、微妙なところに来ておりますので、ここは全くしないという話じゃありませんけど、給食費の助成がいいのか、それとも個人給付がいいのかというのを、課内というか関係課で議論をして、少しでも出生の率が上がるような形で前向きに検討していきたいなと思っています。

もう一つ言えば、今町外にいる職員が役場に帰って、築上町に帰って子育てしていただけるのであれば、少しは数字が上がると思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（9番 信田 博見君） 出産祝い金はどこの課、福祉課、違う。住民課。どこだろう。町長、どこですか。

○議長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 副町長です。福祉課だと思います。例えば1人出たときは10万、2子が20万、3子が50万、4子になると多分100万単位のお金が支給というか、補助はしている町村があるかと思います。4人目になったら多分100万単位だと思います。そのお金は、多分福祉、住民課のほうじゃないと何人目かわかりませんので、僕はそういう福祉のほうでやるんじゃないかなと思っています。

以上です。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（9番 信田 博見君） 日本全体があつと驚くような、やっぱり均一50万とか、そんな

感じで築上町、やっちはどうかと思うんです。1人100万はちょっと厳しかろうと思うんですが、50万ぐらいはやれるんじゃないかなと思うんです、本気になれば。ほかのところを少しこう。考えてください。

冗談で言いよりやせんです。本気で言いよるんですから。いろいろ勉強して——余りしていませんけど。

そういうことで、しっかり子育て支援をして、我が町を出生率を上げていていただきたい。人口がふえなければ、本当この町も大変になってきます。よろしくお願いします。

次に行きます。ちょっと早いかね。

○議長（武道 修司君） ゆっくりどうぞ。

○議員（9番 信田 博見君） 次に、不登校について。

まず、最初に小学校、中学校の現在の不登校の児童生徒数ということで通告しております。不登校というのは、30日以上欠席というのが定義づけられていると思うんですけれども、町内の小中学校で何人ぐらいおられるんでしょう。教育長。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育長の久保です。現在、不登校についての現状ですけれども、今年度10月末現在、小学校が11名、中学校が23名の計34名となっております。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（9番 信田 博見君） 大分減りましたね。大分減ったと思います、34名なら。前は50名ぐらいおったような気がするんです。

厳密に言えば、100日近い90日でもこれは入っていないわけですから、もう少しふえるような気もしないでもないですが、全国で13万とか14万とか言われていますけれども、36人に1人とか、30人に1人とかいう、これ中学校だったと思うんですけれど、いう割合で不登校になっているということです。

それから、学校というのは、教育機関の一部であり、そこに通う子供たちは学校に行く、行かないと判断するのは子供の権利みたいなものがあるんでしょうけれども、学校に行かない選択肢というのもこれはあるんです。

今まで、学校に行かないのはなぜかと、親も、我々もそう思っていました。何で行かないのかと。うちの親戚の子供にも言っていました。お前、何で学校行かんのか。学校行くのがお前の仕事だろうがというふうに言っていましたけど、今は違うんですね。そういうふうには言わないらしい。

というのが、2016年に教育機会確保法というのが制定された。16年ですから、まだ3年前です。ですから、不登校の児童生徒に、学校以外の教育の選択肢を認めたということになるわ

けです。だから、行政もそれを支援しなければならないということになっております。

先ほど、午前中に北代議員が、適応指導教室がふるさと公園の横にあります。その防音工事や耐震、どうかならないかという質問がありました。この2016年の教育機会確保法というのは、今まであそこが何年たったか知りません。四、五年たっておるのかな、あそこにそういうあおぞら教室、たしかあおぞら教室とか言っていた。そこにできたのがいつごろかはわかりませんが、いまだにまだ防音工事もできていないし、暖房もないし、何もないという感じ。単なる集会所を利用してもらっている。そうじゃなくて、本当を言えば、築上町はびしっとそういうのを用意してあげなければいけないということになる。町長、いかがでしょう。町長に聞くしかない。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） あおぞら教室を新しくつくれという話じゃないかなと思うけど、既存の施設をある程度利用していくという方法しか、これはもう、そうしたほうが私はいいと思うんで、今のところが狭小であれば、今のところも一応、朝の北代議員の質問等々で防音ができないとか、これは設備の充実は、私はしていくべきだろうと思っておりますし、狭小になればもうちょっと広いところを利用するというふうなところもございまして、それは臨機応変にちゃんとした設備を更新していったりとかいう形ではやりたいと思っています。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（9番 信田 博見君） 実は、私も北代議員とあそこに2回ほど行きました。もう、本当に公民館、集会所なんです。だから、そこにある鍋や釜とかいろいろあるみたいなんですけど、そういったものは利用できないと、いろいろ縛りがあるみたいなんで、非常に使いづらい面もあるかと思えます。

上にちょっとした集会所があるんです。そこで皆さん、卓球したりとか、何かいろんな自分の好きなことをやっておるんです。そこに今、10名弱、8名から9名ぐらい通っているみたいなんですけども、非常に楽しくやっているそうです。

ですから、学校に何で行けないんだろうなと思うんです。やっぱり、学校に行く、行かないは子供の自由なんです、ですから、そこに行けばみんなと楽しくやれる。でも、学校は行きたくないという感じなんです。

ですから、たくさんの方がまた行くと、今度はまたみんなが来なくなるという可能性もあるんでしょうけども、それだけじゃなくて、これからあんな感じじゃなくてもうちちょっと違った方面の、そういう教育機会を確保する、そういう義務も我が町にはあるんじゃないかと思うんです。

それとか、よそでやっているところを紹介したりとか、今、それもやっているそうですけども、何とか、そこにも行かない、学校にも行かないという人がやっぱり中におるわけです。そっこのほうが多いんです。阿多、起きれないとか、いろんなケースがあるみたいなんです。

ですから、本当こう、どうかして改善しなければと思いますが、今後その不登校に対する対策というのはどうなんでしょう。教育長。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） ただいま、信田議員の質問ですけれども、不登校についての対策ですが、不登校というのが先ほど議員のほうからも述べられておりましたけど、これは、不登校というのはどの子にも起き得る可能性があるということで、そういう基本的な認識に立って、児童生徒の現状を先生方が的確に判断しながら不登校、児童生徒の様態や支援のあり方を正しく見取ると申しますか、見立てていくことが大事だと思っています。

こうした見立てに基づいて、家庭それから地域、それから関係機関等と連携、協力しながら児童生徒への一層充実した支援とか援助、そして家庭への働きかけ、そして支援を、総合的にそして効果的に行わなければならないというふうに思っています。

具体的には、まずは学校内のことなんですけれども、学校内では、各学校で不登校の対策推進年間指導計画というのを定めています、それをもとに、豊かな人間関係づくり、不登校にならない未然防止策をとっていかなければならないと考えています。

そして、特にもう不登校になってしまう前、不登校の兆候児童生徒に対して、適切な支援を行うために、担任の先生だけではなくて、マンツーマン方式と言って、その子の担当ではないんですが、そういう先生を決めて、早期から支援をしていく必要があると考えています。

また、家庭・地域の関係機関、家庭や地域、関係機関、それからうちはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置していますが、そういう方々と連携したり、先ほどお話にも出ました適応指導教室、指導員が2人おります、先生が下りますので、そういう方々と情報交換しながら、連携して継続的な支援を行っていかなければならないと考えています。

また、県のほうでもいろんな施策が出ておまして、「福岡アクション3」というようなものも出ておりますので、そういうものを活用して早目早目、早期対応を行っていきたいというふうに思っています。

また、いじめ等もそうなんですけれども、児童生徒に対してアンケート調査を今、行っていますが、そういうものを活用して早期発見、早期対応に努めていかなければならないと考えています。

そして、何よりもやっぱり子供たちが行きたい学校、そして友達ときずなをつくりたい学校づくり、魅力ある学校づくりを推進していきたいというふうに考えております。

それとともに、先ほど言いました適応指導教室、学校に行けない子供たちへの場所なんですけれども、そういう場所を充実させていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 信田議員。

○議員（9番 信田 博見君） 子供たちが学校に行く、行かないは、子供たち次第だということ
をさっき言いましたけども、不登校になったからと言ってその子供を学校に戻そうとすることは、
これは間違っているというふうに言われています。何でかよくわかりませんが、子供が今設置さ
れている学校に行きたくなかったら、ほかの学校もありますよ、ここもありますよ、ここもあり
ますよというような形にならないと本当はいけないみたいなんです。

ですから、学校に戻ってもらうのを、基本的に学校に戻すのが目的みたいな、不登校に対する
対策はいけないということなんです。難しいけどね。だから、そののところも考えていていただ
きたいなと思います。

適応指導教室で今、働いている人は僕の後輩なんです。ですから、昔からよく知っています。
今、本当しっかり頑張っています。2人います。しっかり頑張っています。本当に頭が下がる思
いなんですけども、子供たちが通いやすいように、本当やっぱり町はちゃんと支援をしてやらな
きゃいかんというふうに思います。

だから、学校以外の勉強する場というのを確保してやるというのが、これが教育機会確保法だ
というふうに私は思っております。どうか、しっかりそのところをやっていただきたいと思います
と思います。

私、今まで義務教育の義務はだれの義務かと思っていました。子供が勉強するための義務だろ
うと思っていましたら、親の義務でした。このところも履き違えている親もいっぱいおると思
う。そういったところもちゃんと勉強して、親にも勉強してもらいたいし、大人にも勉強して
もらいたいし、子供を学校に行かせるのは親の義務。子供は教育を受ける権利があるんだとい
うことなんだと。だから、その教育を受ける権利を持っておるんですから、学校じゃないほかの
ところでも教育を受ける権利があるというふうに思っただけであればいいんです。

自治体は、そういう学校あるいは学校以外の施設を設置する義務があるということです。

外国のほうでは、ホームスターリングとかホームエデュケーションとか、学校以外でもやっ
ていけるように、いろいろ工夫をされているようであります。だから、我が町も本当、適応指導
教室、あおぞら教室、これをもう少しやっぱり、本当に本気で支援してあげてください。

ということで、私の質問は30分しかかからんやったですけど、終わります。よろしくお願
いします。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これで、本日の一般質問を終わります。残りの質問につきましては、あした12日に行います。

○議長（武道 修司君） 本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2 時30分散会
